

第2回京都府いじめ防止対策推進委員会

日 時：平成27年7月23日（水）14:00～

場 所：京都平安ホテル「羽衣」

会議次第

1 開会

2 説明事項

- (1) 前回委員会の概要
- (2) 京都府いじめ調査について
- (3) いじめに関する各種調査統計について

3 その他

4 閉会

説明 1

平成27年度第1回いじめ防止対策推進委員会 概要

1 日 時 平成27年5月13日(水) 午後2時00分から同4時00分
2 場 所 ルビノ京都堀川「アムール」
3 出席者 【委員】6名(1名欠席)
【府教委】指導部長、教育企画監、学校教育課長 他
【傍聴者】なし

4 概 要
(事務局からの説明事項)

- (1) 前回委員会の概要
- (2) いじめ防止等各種啓発資料の作成について
- (3) 京都府いじめ調査の変更等について
- (4) その他
・重大事態にかかる全国の状況

<主な意見>

※ ○は委員、●は事務局

いじめ防止等各種啓発資料の作成について

- 教職員用ハンドブックは、教職員に配られただけなのか、研修などで活用されているのか。
- 今回のハンドブックの活用に限らず、いじめの研修はすべての学校において実施するようお願いしている。昨年度はすべての学校でしていただいていると認識している。
- 前書きも含め、熱意が伝わってくるし、言葉ひとつひとつが吟味されていて、説得力があり、読もうという気になるものとなっている。
- 研修については、どう効果的にするかが大切。できれば今後、効果的な校内研修の実践事例を紹介するなど知恵の共有があれば良いと思う。
- 効果的な研修の取組を各学校に要請するような工夫について検討していきたい。
- 教職員が発見してから、担任一人で孤立したり、見て見ぬふりにならないよう、組織や職員室全体でサポートしていく雰囲気が何よりも大事だと思う。
- 京都には28,000件ほどの認知件数があることからも、きめ細かく見逃さずにやつていこうという雰囲気づくりは進んでいる。組織体制もできたので、あとはいかに情報共有し、皆でチームで取り組んでいけるかが大切であり、外部のスクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザーの協力も得ながら、充実を図っていきたいと考えている。
- 担任を孤立させないためには、同僚の先生方の意識が必要。この資料を活用して、チーム支援できめ細かく状況把握や対応ができるようなきっかけを作っていただきたい。

- 昨日の中学校校長会でも、校内で必ず研修等でこの資料を活用することやチームとしての対応の大切さを伝えている。喉元過ぎると熱さ忘れるではなく、常にいろんな場面で管理職や生徒指導担当教員に話をしていきたい。
また、校長には、常々いじめに限らず、危機管理の観点から、校内での情報共有をスクールマネージメントの最も重要なもののひとつとして意識付けしている。
- 校長によっては、危機管理やリスクマネージメント、チームとしての対応のスキルが乏しい。うまくいっているところの情報を発信し、事例を交流していけれどと思う。
- 教職員は研修の機会等があるが、保護者や子ども向けの資料がきちんと活用されているのか。こういったものがゴミ箱に捨てられるのではなく、親子でいじめについて話し合ったりできるような、何かいい方法があればなと思う。
例えば、配る時に「いじめ防止月間」とかを設定して、ワッペンをつけるとも考えられる。せっかく立派な資料を作ったのだから、少しでも多くの方に届いて有効に活用されるよう委員会でも今後検討していけたらと思う。
- ほとんどの保護者は読んでいるが、全ての人に読んでいただけるかが永遠の課題。いろんな場面で訴えていきたいと考えている。
- 地域のオピニオンリーダー的なしっかり読む保護者への発信は、学校の取り組みに後ろ盾が得られるという点でたいへんプラスになる。
- 子どもがいない地域の方々は、こういったものを見る機会というはあるのか。例えば地域の回覧板で回すとか。
- 回覧板は難しいが、今回の資料については、たとえば公民館とか社会教育施設にも置いて、興味のある方には見ていただけるようにしている。
- そのあたりを、いじめ問題連絡協議会の場で検討していけたらよいのではと思う。
- 親が担任に言っても解決しない場合、直接管理職に言うということになるわけだが、管理職がそんな話は聞いていないということで、市教委、県教委にも話が飛んでいって問題になるということを、これまでにもたくさん見てきた。
いじめ特有の問題として、危機管理的に構造を考えておかないと、学年主任等がそれを分かって、ちゃんと理解して共有しているという構図ならよいが、そうでないがためにトラブルになっているケースが、数件見られる。この点を気にした方がいいと思う。
- ハンドブックに、法の22条に基づいていじめ対策組織を立ち上げなければいけないということを書かせていただいて、そこが1つの情報共有の場ですよということも載せている。それは既存の組織でもいいことになっているので、その組織に情報が上がっていくようにということを書いている。
- それがうまくいかない時があるので、リスク管理の部分として情報だけは少なくとも管理職に即座に上るようにしておかないといけない。重大事態ではないかも知れないが、保護者が重大事態だと思ったら重大なものとして丁寧な対応が求められるのに、市の方に直接連絡が入って、そんな話は学校から聞いていないと

ということで、もめているケースがあり、いじめは特有の問題ということを意識しておいた方がいいと思う。

京都府いじめ調査の変更等について

- 第1回目、第2回目の調査で、2回続けて未調査の子が何割いるとかは把握できるのか。1回だけ何かの事情で調査できなかつたのと、続けてできないのとでは全然重さが違うと思うので、学校から報告をあげてもらって、それを重点的に取り上げ、要注意として取り扱う方が役立つと思う。
- 2回目の調査時に、1回目も未調査の者の把握について検討していきたい。
- 新しい方式になって、未調査者が減ることはよいが、調査できた者の内訳として、通常の調査で把握することができずに、家庭訪問等で足を運んで調査できた者は区別しておいた方がよい。
- 学校で用紙を配布して調査した者と担任が家庭訪問や苦労をして聴き取って調査したという者を区別しておかないと、これまで未調査として出てきた者がわからなくなってしまう。
- 調査しがたい状況にある子どもというのは必要な支援につなげていく意味でも把握しておく必要があるのではないか。手間がかからないように件数だけでも良いのではないか。
- フリースクールに行っていて担任とも連絡が取れる子どもは、そんなに大きな問題はないと思うが、学校が足を運んで調査をしても、保護者と連絡が取れずには残った本当に調査ができない子たちが深刻だと思う。未調査数が深刻さの正確なバロメーターになれるような調査であることが大切だと思う。
- 学校に居て調査できるのではなくて、先生が足で稼がなければならぬということが、教育委員会や外部から見たときに、より支援が必要なニーズを抱えているんだということになろうかと思う。
- 非常に手間暇かかるような調査をしようということではなくて、せっかくあるデータの中で、通常のアンケートでわかるという水準と家庭訪問でなんとか言ってくれたという水準、外部機関まで出てきて、法務省や出入国管理まで出てきたという水準は大分違うので、そのあたりが見える形にすることで、今後の政策にも生かすことができる気がする。
- 未調査の理由欄の項目の文言をもう少し精査した方がよい。
(例えば居所不明だけでは誰が居所不明なのかわかりにくい、「正確に把握できない」の中で、「正確に」が入っていると学校によってとらえ方が異なる 等)

その他（重大事態に関する全国状況について）

- 自死に至る原因としては、思春期特有の問題や精神科的領域、睡眠障害、衝動的行動等、様々な要因が考えられる。
- 悩みを抱えながら、スマホ、特にラインを夜遅くに寝床に入ってからもするの

は、交感神経を興奮させ、睡眠障害につながりやすく、疲労を蓄積させ、子ども達の精神保健、心身の発達を妨げることとなる。

- 保護者は気づいていなくても、担任や部活の顧問が子どもの様子からいじめに気づいていたのに、横のつながりや組織としての動きにつながらずに防止できないケースがある。
- 保護者と行政側が対立構図となりこじれているケースでは、家庭環境や周りの親の反応等で先入観を持って対応していることが原因となっている場合があり、十分に注意が必要である。
- いじめと自死の因果関係がどうかということだけではなく、学校や教育委員会の受け止め方と事後対応が非常に大事である。放置した、あるいは苦情が出たのにきちんと対応していなかったとかそのあたりが問われる。
- 大津の事件の教訓となっているのは、学校が目先の組織防衛とか職員防衛などの防衛本能が働いてしまうことがある。情報を隠して言い訳をするということのないように、危機管理の基本として、現場の先生方が認識しておかなければならぬと考える。
- 思春期の子どもというのは、衝動的な面があるので、命を大切にしてほしいし、大人側も思春期の深刻さを認識しておく必要がある。

説明 2

7 教学第 704 号
平成27年 5月22日

各市町（組合）教育委員会教育長 様

京都府教育委員会
教育長 小田垣 勉

平成27年度いじめ調査の実施について

いじめの問題への更なる取組の充実に資するために、別紙「平成27年度いじめ調査実施要項」に基づきいじめ調査を実施しますので、各学校において適切に実施願います。

なお、本調査において未調査の児童生徒は、不登校、居所不明の他、虐待や反社会的行動に巻き込まれている可能性があるなど、リスクが高い状況に置かれていることも想定されるため、本年度からいじめ調査を活用することにより、児童生徒の状況をより一層正確に把握し、必要に応じて関係機関等も含めた適切かつ丁寧な対応に繋げていくことができるよう取り組むこととしたので、適切に対応願います。

担当	学校教育課指導第2担当 飛田
TEL／FAX	075-414-5840／075-414-5837
E-Mail	h-tobita71@pref.kyoto.lg.jp

平成27年度いじめ調査実施要項

1 調査の目的

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する人権侵害であり、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。本調査を通じて、いじめの実態把握を行うことにより、早期発見・早期対応に繋げていくことを目的とする。

2 調査対象

府内の全公立小学校・中学校（京都市立学校を除く）の児童生徒

3 調査方法

- (1) 学校は、全ての児童生徒を対象にいじめのアンケートと個別の聞き取り調査を実施する。
- (2) アンケートは以下のいずれかの方法により実施する。
 - ア 別添の府のアンケートを使用して実施
 - イ 学校独自のアンケート等に別添の府のアンケートの項目を組み入れて実施
- (3) アンケートについては、原則として記名式とするが、児童生徒が氏名を書かない選択肢を残すこととする。なお、市町（組合）教育委員会の判断により無記名も可とする。
- (4) 小学校1年生・2年生・3年生に対しては、アンケートによらない調査方法も可とする。
- (5) 長期欠席者等については、家庭訪問等により、きめ細かな状況の把握に努めることとする。その場合、アンケートによらない調査方法も可とする。
- (6) 別添「小中学校いじめ調査の実施上の留意点」を参照の上、調査を実施する。

4 調査の実施

- (1) 1回目、2回目の調査は3の調査方法により、市町（組合）教育委員会が定める期日までに実施すること。
- (2) 2回目の調査の実施後は、アンケート・面談・日常の観察等、学校の実態に応じて平成28年3月末までに調査を実施すること。
- (3) 各学校における調査については、学校の実態に応じて適切な時期に実施すること。

5 結果の集計

- (1) 調査結果は次の3段階で集計する。
 - ・ 1段階：児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。
 - ・ 2段階：1段階の中で教職員が組織的・継続的に指導や経過観察の必要がある状況

にあるもの。

- ・ 3段階：①2段階の中で、いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるもの。
②2段階の中で、いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるもの。
- (2) 各項目ごとに「件数」「解消件数」「態様」を集計する。
- (3) 集計には、アンケート等で把握したものその他に、教職員が日常的に把握したものも含むものとする。

6 未調査者の取扱い

3の(5)により把握に努めたが、児童生徒本人からその状況を確認できない場合についてのみ未調査として計上し、あわせてその理由を報告すること。

7 結果の報告

4に基づいて実施した集計結果については、次の期日までに京都府教育委員会に報告することとする。

なお、年間の集計結果については、文部科学省が実施する「平成27年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の報告をもって替えることとする。

- (1) 1回目の調査 平成27年8月10日(月)
- (2) 2回目の調査 平成28年1月22日(金)

8 結果の公表

- (1) 学校は、調査結果について教職員以外の外部(学校評議員、スクールカウンセラー等)の視点を取り入れた第三者による検証を行うとともに、学校だより等を活用して保護者に結果を知らせる等、学校、家庭、地域が連携していじめ問題に取り組むよう努める。
- (2) 今回の調査に基づく報告結果については、原則公表するものとする。

小中学校いじめ調査の実施上の留意点

1 調査の実施にあたって

- (1) 各学校では調査の実施にあたり、調査の目的等を全教職員で共通理解を図るとともに、児童生徒に対しても、十分理解させた上で実施すること。
- (2) 今回の調査は、いじめの実態を明らかにして、早期発見、早期対応することが第一の目的であること。
- (3) アンケートはいじめを把握する手立ての一つであるが、アンケートにより全てのいじめが把握できるものではないので、実施したアンケートを踏まえ、全ての児童生徒を対象に、丁寧に聞き取り調査を行うこと。
- (4) いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、適切な実態把握や対応が促されるよう留意して実施すること。
- (5) 調査当日に何らかの理由により欠席した児童生徒については、後日、調査を実施すること。
- (6) 長期欠席者等については、家庭訪問などにより、きめ細かな状況の把握に努めるなど、十分配慮して実施すること。

2 調査対象に関して

調査当日に在籍する全ての児童生徒を対象とする。

3 調査方法に関して

- (1) アンケートの実施にあたっては、調査の目的等を説明した上で実施するなど、児童生徒のいじめの実態がより正確に把握できるように努めること。
- (2) アンケートの記入にあたっては、机間指導や慎重な回収方法の工夫など児童生徒が記名でも書きやすい環境づくりに努めること。
- (3) 小学校1年生・2年生・3年生においては、質問内容を読み上げて分かりやすく説明しながら進めたり、個別の聞き取り調査と同時に実施して教員が記録したりするなど、児童の状況を十分考慮して実施すること。
- (4) 個別に聞き取りを行う場合、聞き取りをする時間や場所等の実施方法について配慮すること。

4 結果の集計に関して

- (1) 各学校において、調査結果を「いじめ調査集計票（学校用）」にとりまとめて市町（組合）教育委員会に提出する。なお、集計の際には、1段階、2段階、3段階、それぞれのいじめの状況について「件数」「解消件数」「態様」について、学年別・男女別に実人頭数で集計をすること。

ア 1段階

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

※ 「兄弟間のいじわるやけんか、親に叱られた等家族の間で生じたケース」は除く。

イ 2段階

1段階の中で教職員が組織的・継続的に指導や経過観察の必要がある状況にあるもの。

※ 学校として生徒指導体制を構築して学年、学校等のレベルで対応策を講じ、継続的に解消に向けた取組を進めたり経過観察をしたりするなどの必要がある（あった）ものとする。

- (例)
 - ・ 1段階の中で未解消の状態のもの（解消したように見えていても引き続き経過観察が必要なものを含む。）
 - ・ 学校を欠席している状態が継続するなど、3段階に至る恐れのあるもの

ウ 3段階

- ・ 2段階の中で、いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるもの。
- ・ 2段階の中で、いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるもの。

※ なお、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合には、3段階として認知するものとする。

その場合、1段階及び2段階にもカウントすること。

- (2) 各段階の「件数」は、いじめを受けた児童生徒ごとに1件として数える。その際、同一人物が反復していじめを受けていても1件として扱う。
- (3) 「解消件数」はいじめを受けた児童生徒一人ごとに、その児童生徒に関わるすべてのいじめが解消された場合、1件として扱う。
- (4) 「いじめのアンケート」の「問2」については、各番号にチェックされていたら、その番号のいじめの態様に1をカウントする（複数回答あり）。
- (5) 集計表の「児童（生徒）の状況」欄の「家庭訪問等で調査できた児童（生徒）数」欄については、長期欠席等により、学校においてアンケートや聞き取り調査ができなかったが、家庭訪問等で状況を把握することができた児童生徒数を調査児童（生徒）数の内数として記入する。
- (6) 家庭訪問等により状況把握に努めたが、児童生徒本人からその状況を確認できない場合についてのみ、集計表の「未調査者の状況」欄に理由毎に計上し、報告すること。なお、理由が「その他」の場合は、その具体的な状況を記入すること。
- (7) 市町（組合）教育委員会は、「いじめ調査集計票（教育委員会用）」（別紙様式1-2、2-2）にとりまとめて、貴市町（組合）教育委員会を所管区域とする教育局の局長あて電子媒体で提出する。
- (8) 教育局は、「いじめ調査集計票（教育局用）」（別紙様式1-3、2-3）にとりまとめて、学校教育課に電子媒体で提出する。
- (9) 府立高等学校附属中学校は、「いじめ調査集計票（学校用）」（別紙様式2-1）にとりまとめて、学校教育課に電子媒体で提出する。

5 その他

- (1) 本いじめ調査の趣旨を理解し、教職員以外の守秘義務を有した外部者に依頼して、結果の検証に努めること。
- (2) 調査により児童生徒から回収した質問用紙は、市町（組合）教育委員会の定められた期間、保存しておくこと。
- (3) 学校だより等を活用して、調査を実施することや結果の概要を保護者へ知らせるとともに、学校、家庭、地域が連携していじめの問題にとりくむよう努めること。

いじめ調査集計票(学校用)

学校名 _____

アンケートの状況

記名式	府様式を使用(活用)	学校独自様式を使用
無記名式		

※上記表の「一方所に丁(半角)」を入力してください。

児童数の状況

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	男女別合計
在籍児童数							
調査児童数							
家庭訪問等で調査でき た児童数(内数)							
未調査児童数							
確認	OK	OK	OK	OK	OK	OK	#VALUE!

←NGがでたら再確認をしてください。

1段階のいじめの状況

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	男女別合計
認知件数							
男子							
女子							
学年別合計							

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	男女別合計
解消件数							
男子							
女子							
学年別合計							

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	男女別合計
男子未解消数	0	0	0	0	0	0	0
女子未解消数	0	0	0	0	0	0	0
未解消数							←未解消数

いじめの態様					
冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。					件数
仲間はすれ、集団による無視をされる。					
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。					
ひどくぶたれたり、叩かれたり、蹴られたりする。					
金品をたかられる。					
金品を隠されたり、盗まれたり、奪われたりする。					
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。					
パソコンや携帯電話で、詐謊中傷や嫌なことをされる。					
その他					

2段階のいじめの状況

認知件数					
男子	1年	2年	3年	4年	5年
女子					
学年別合計					

解消件数					
男子	1年	2年	3年	4年	5年
女子					
学年別合計					

男女別合計					
男子	1年	2年	3年	4年	5年
女子					
学年別合計					

男子	未解消数	0	0	0	0	0	0
女子	未解消数						

男子	確認	OK	OK	OK	OK	OK	OK
女子	確認						

→NGがでたら、第1段階の未解消数と第2段

階の未解消数が不一致なので、再確認してく

ださい。

いじめの態様					
冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。					件数
仲間はすれ、集団による無視をされる。					
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。					
ひどくぶたれたり、叩かれたり、蹴られたりする。					
金品をたかられる。					
金品を隠されたり、盗まれたり、奪われたりする。					
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。					
パソコンや携帯電話で、詐謊中傷や嫌なことをされる。					
その他					

3段階のいじめの状況

認知件数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	男女別合計
男子							
女子							
学年別合計							

解消件数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	男女別合計
男子							
女子							
学年別合計							

男子	未解消数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	男女別合計
女子	未解消数							
未解消数								

→未解消数

いじめの態様

冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
仲間はすれ、集団による無理をされる。

軽くぶつかられたり、遙ぶつりをして叩かれたり、蹴られたりする。
ひどくぶたれたり、叩かれたり、蹴かれたり、蹴られたたりする。

金品をたかれれる。

金品を隠されたり、盗まれたり、隠されたたり、捨てられたりする。
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたたり、させられたりする。

パソコンや携帯電話で、詐謗中傷や嫌なことをされる。
その他

件数

学年	3段階のいじめの具体的状況や学校等の対応など自由記述(3段階と判断した根拠も含めて)

※必要に応じて行数は増やしてください。

未調査者の状況

理由	性別	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
保護者、児童とも居所不明	男子							
	女子							
保護者とは接觸できるが、本人に会うことができず、その状況	男子							
が把握できない。	女子							
保護者や児童が調査に応じない。	男子							
	女子							
フリースクール等の学校以外の施設に通所	男子							
	女子							
その他(※)	男子							
	女子							
学年合計	男子							
	女子							
合計	男子							
	女子							

男子確認 OK OK OK OK OK OK OK

※「その他」の具体的な状況(必要に応じて行数を増やすこと)
↑NGがでたら、未調査数が不一致なので、確認してください。

学年	性別	状況					

【小学校・中学校用】

いじめのアンケート

児童・生徒のみなさんへ

このアンケートは、みなさんが楽しく学校生活を送れるようにするために実施します。日頃の学校生活を振り返って、問い合わせに答えてください。

年 組 名前

※名前は、書きたくなければ、書かなくてもかまいません。

問1 あなたは、今年の○月○日から今日までの間、だれかから（同じクラスや学年の人だけではなく、違う学年や他の学校の人も含む）、【問2】の①～⑨に当たるようなことをされて、いやな思いをした事はありますか？

（ ）ある （ ）ない

※「ある」と答えた人は問2・3・4・5に、「ない」と答えた人は問4・5に答えてください。

問2 それはどのようなことですか。されたこと全てに○をしてください。

- ①（ ）冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②（ ）仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③（ ）軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④（ ）ひどくぶたれたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤（ ）金品をたかられる。
- ⑥（ ）金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦（ ）嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられたり、されたりする。
- ⑧（ ）パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑨その他（ ）

※上のこと以外にもあれば書いてください。

問3 今はどうなっていますか？ 当てはまる番号を○で囲んでください。

- ①今はない
- ②今もときどきある
- ③今もよくある

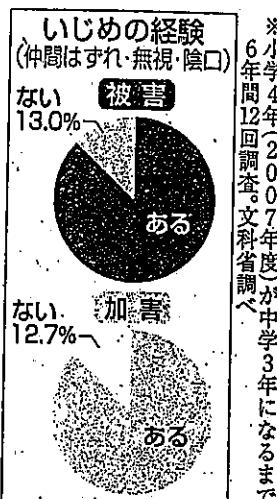
問4 いじめられている人を見たことがありますか？ 当てはまる番号を○で囲んでください。

- ①ある ②ない

「ある」に○をつけた人は、知っていることを書いてください。

問5 いじめをなくすためにはどうすればよいと思うか、書いてください。

15年 子ども・若者白書



政府は5月、2015年版「子ども・若者白書」を閣議決定した。深刻な子どものいじめ問題に関する半年ぶりの調査で、過去半年に「仲間はずれ・無視・陰口」の典型的ないじめ被害を受けたことのある小学生は毎回、半数程度いたことが分かった。

04~12年度にかけて半年ごとにいじめの有無を調査、過去半年にいじめ被害を受けることのある小学生は毎年ぶりの調査で、過去半年に「仲間はずれ・無視・陰口」の典型的ないじめ被害を受けたことのある小学生は毎回、半数程度いたことが分かった。

一方、15~34歳の若者で、仕事も通学もしていない「二ート」は、14年に56万人で、同世代に占める割合は2.1%。前年に比べ4万人減った。

内閣府は、二ートや引きこもりなどの若者の自立を支援するため、学校や児童相談所、保健所などが連携して協議会を設置している。

また、19年度の小学4年生が中学3年生になるまでの6年間で見ると、いじめ被害を経験しなかつた割合はわずか13%で、加害者にならなかつた割合も12.7%にすぎなかつた。40%前後の子どもが、被害・加害とともに

「二ート」4万人減

5k(5)

小学生半数いじめ被害

仲間はずれ・無視・陰口

児童の半数 いじめ被害

27年版白書 加害経験も

内閣府は「被害者や加害者が特定の同じ子どもとは限らない。多くの子どもが、被害も加害も経験し、入れ替わる形でいじめは進行していく」と分析している。

一方、15~34歳の若者で、仕事も通学もしていない「二ート」は、14年に56万人で、同世代に占める割合は2.1%。前年に比べ4万人減った。

内閣府は、二ートや引きこもりなどの若者の自立を

支援するため、学校や児童相談所、保健所などが連携して協議会を設置している。

また、19年度の小学4年生が中学3年生になるまでの6年間で見ると、いじめ被害を

経験しなかつた割合はわずか13%で、加害者にならなかつた割合も12.7%にすぎなかつた。40%前後の子どもが、被害・加害とともに

被害・加害ともに6回以上経験していた。

内閣府は「多くの子供が、被害も加害も経験し、入れ替わる形でいじめは進行している」と分析している。

一方、15~34歳の若者で、仕事も通学もしていない「二ート」は、26年に56万人で、同世代に占める割合は2.1%。前年に比べ4万人減った。

内閣府は、「二ートなど」の若者の自立を支援するた

め、学校や児童相談所など

が連携する協議会を設置し

ているのは4月時点で82自治体としたが、自治体

の事実誤認があったとして

80自治体とした。

内閣府は、「二ートなど」の若者の自立を支援するた

め、学校や児童相談所など

が連携する協議会を設置し

ているのは4月時点で82自治体としたが、自治体

の事実誤認があったとして

80自治体とした。

内閣府は、「二ートなど」の若者の自立を支援するた

め、学校や児童相談所など

が連携する協議会を設置し

ているのは4月時点で82自治体としたが、自治体

の事実誤認があったとして

80自治体とした。

27.4.6(月) 日本教育新聞

ネットいじめ倍増

LINE利用など広まり

全連小
調査

小学生のスマートフォンやLINEなどの
アプリ利用者の裾野が広がり、いわゆる「不
ツトイジメ」などの問

題が倍増。全国連合
小学校長会がこのほど
まとめた平成26年度研
究紀要で、こんな結果
が明らかになった。

(4面に闇連記事)
調査対象は全国の公
立小学校校長470人
(各員10人、469人が
回答)で、昨年7月から
8月にかけ実施した。

6年生の児童について、スマートフォンを
含めた携帯電話や、LINEなどのアプリの
利用状況を尋ねたところ、利用者がいるのは
357校。23年度調査の289校から大幅に
増えている。利用者の割合は「0%」が減少
し、「1~30%」が減少

調査はまた、いじめ
の発生や対応状況など
も質問。疑わしいもの

えなど、裾野が広が
る傾向が見られた。
LINEなどを利用
した中傷や脅迫、知り
合った人から誘いを受
けるなどトラブル
は、複数回答で169
件発生。23年度の82件
から倍増していた。特
に、LINEや掲示板、
チャット、ブログなど
を通したいじめの事案
が多く99件あった。

こうした問題への対
応策としては「情報教
育の一環として、携帯
電話やインターネット、
利用のモラルについて
指導している」が40
校、「保護者に使い方
のルールづくりやフィ
ルタリング機能の活用
を呼び掛ける」が35
校、「外部講師を招い
て研修会を実施してい
る」が281校と多か
った。

で起きていた。把握し
た方法は、「アンケ
ト調査」「被害者の保
護者から訴えや相談が
あつた」「被害者本人
から訴えや相談があつ
た」の順に多かった。

「いじめ防止対策推
進法」を踏まえ基本方
針を策定したのは42
校。周知方法は「学
校評議委員会・学校運
営連絡協議会や保護者
会等で説明」が最も多
く287校。「学校だ
より」「学校ホームページ
」などが続いた。

親の過半数、ネットでのトラブル懸念

●日本PTA「子どもとメディアに関する意識調査」



〈ポイント〉

- ①携帯電話・スマートフォンを持つ小5は48%、中2は60%、パソコンのある家庭は84%に上り、子どもたちはメディアに囲まれた環境にいる
②インターネットで物品のやりとりをした小5は20・8%、中2は41・8%

実施。テレビなどメディアに関する利用実態や意識について子ども4598人、保護者4323人(89・9%が母親、40代が63・0%)から有効回答を得た。06年度から始めたこの調査は、子どもたちのコミュニケーションや情報収集に欠かせない携帯電話、パソコン、ゲーム、テレビの利用実態やその影響について調べている。

携帯電話・スマホの子どもの所持について「必要と思つていて」親は過半数に上るが、子どもに保有の有無を尋ねると、小5で「子ども専用のインターネット等の利用で知らないうちにトラブルに巻き込まれていなか心配」と感じていることが分かつた。調査結果を分析した千葉敬愛短期大学の明石要一学長は、「親たちはメディアが送る情報の内容に懸念を抱き、問題があると思つている」と指摘。調査報告書は、スマートフォンを使つた事件などが多発していることから「子どもたちのメディアアリテラシーの教育とメディアに対する仕組みづくりが早急の課題」としている。

調査は昨年11月中旬から下旬にかけて、全国61の地方協議会を通じて小学5年生と中学2年生の各2400人と、その保護者4800人を対象に

親「が78・8%、中2は「同じ学校の友人」が73・7%で、それぞれ最も多かった。

迷惑メールの受信状況については、不特定多数への送信を求めるチエーンメールを受けた小5は9・9% (前回12年度調査9・6%)。中2は46・0% (同61・3%) で半数近い。

出会い系サイトなどの迷惑メールでは小5の

12・7% (同11・8%)、中2の45・5% (同43・5%) が受けたと回答している。具体的には「何千万円あげるから口座番号教えて」「(無料通信アプリ)『ライン(LINE)』で知らない人に友達に追加された」などがある。

中2の7割に料金制限

多機能化している携帯電話等の利用ルールの有無を保護者に質問すると「ある」の回答は「メールの利用内容(個人情報は言わないなど)」が小5は53・9%、中2は61・8%、「食事中は電話に出ないなどマナー」が各51・6%、62・2%、「ゲームの料金制限」で各60・2%、74・3%、「インターネットの料金制限」で各56・9%、74・1%といずれの項目でも「利用ルールあり」が過半数に上っている。

親と共有など自宅にパソコンがあるかどうかを尋ねると、小5で83・8%、中2で84・1%が「ある」と回答している。パソコンの利用内容は「ホームページを見たり調べたりする」が小5で54・8%、中2で65・7%と最も多い。次いで小5は「ゲームをする」の50・6%、中2は「音楽

を聴いたり、作ったりする」44・4%、「ゲームをする」41・0%の順となつていて。

携帯電話やパソコン等でのインターネットの利

用方法については、「検索をする」が小5で69・6%、中2で88・1%と最も多い。

ネットで物品のやりとりをしたことが「ある」小5は20・8%、中2は41・8%に上る。購入した物は小5が「ゲーム類」10・5%、服や靴などの中2は「ファッショングッズ」8・5%の順。中2は「ファッショングッズ」19・0%、「ゲーム類」18・6%、「スポーツ用品」15・7%、「本、マンガ、雑誌」15・4%などの順だつた。こうした物品のやりとりについて「親に話している」子どもは30・8%にとどまる。

子どもの携帯電話等の利用で心配な点を親に尋ねると、「ネットによるいじめ」が小5の親で44・7%（前回調査33・4%）、中2の親47・8%（同39・8%）といずれも最多。次いで小5は「犯罪等に巻き込まれる」38・0%（同26・2%）が、中2で「勉強や授業に集中できなくなる」43・2%（同31・4%）が続く。

さらに小5は「有害なサイトにアクセスする」35・6%（同31・0%）、「勉強や授業に集中できなくなる」29・0%（同31・0%）、「料金を使い過ぎてしまう」25・2%（同32・5%）の順で、前回より増えた項目が目立つ。中2では3番目に「犯罪等に巻き込まれる」38・0%（同26・1%）が続き、さらに「有害なサイトにアクセスする」32・7%（同31・1%）、「深夜のやりとり

等で生活のリズムが崩れる」31・6%（同24・0%）の順。いずれも前回を上回つていて。

メディア全般に厳しい評価

一方、保護者は、メディア全般をどう評価しているだろうか。「非常によい」と「まあよい」を合計した数値を見ると、最も高い「テレビ（ビデオ、DVDを含む）」で50・5%（12年度48・4%、11年度79・3%、10年度78・0%）にとどまる。次いで「マンガ・コミック」30・4%（同各27・5%、58・6%、54・1%）、「パソコン」23・9%（同各30・3%、52・8%、54・3%）、「ゲーム」16・4%（同各18・2%、39・7%、36・8%）、「携帯電話・PHS」12・7%（同各10・7%、21・5%、22・8%）、「スマホ」10・6%の順で、厳しい評価が定着しつつあるようだ。

テレビの視聴時間を子どもに尋ねると平日で「1～2時間」が最多で、小5が28・5%、中2が31・9%だつた。テレビの視聴は「家族と一緒に」の小5が59・5%（12年58・8%）、中2が48・5%（同46・7%）で、いずれもやや増えた。

59・9%、中2の親で「ニュース（時事問題）」が役立つ」の61・9%が最も高い。

この他、ゲーム機器を持つている小5は93・9%（同94・9%）、中2は94・4%（同94・7%）に上る。ゲーム機器の種類は小5が「家庭用ゲーム機器」73・1%、「ゲーム機能付き携帯端末」32・3%の順。中2は「家庭用」74・0%、「携帯端末」65・5%、「ポータブル」58・9%の順で、

小5に比べて携帯端末の所有が目立つ。

ゲーム機器の利用ルールを親に尋ねると小5の親の6割以上、中2の親の4割以上が「ある」と回答。具体的に見ると、小5では「有料アプリケーションの利用制限」82・0%、「夜9時までなど利用時間帯」71・0%、「1日1時間など利用時間」64・5%、「ゲーム内容」60・4%にルールがある。中2では「有料アプリケーションの利用制限」76・2%、「利用時間帯」47・0%、「ゲーム内容」44・5%で、ルールを設定していた。

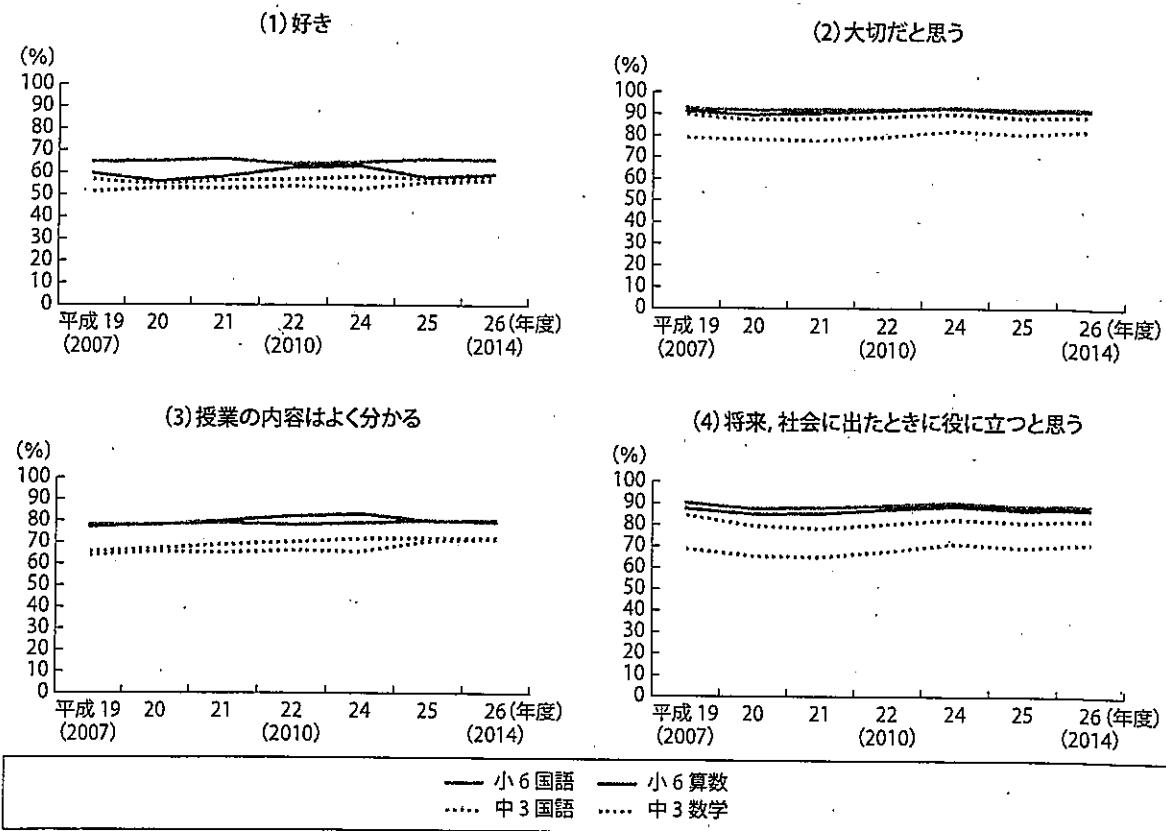
子どもに見せたくない番組があるかどうかを親に尋ねると、小5の親の68・1%（12年度70・7%）、中2の親の58・7%（同59・8%）が「ある」と答えた。一方、見せたい番組が「ある」と答えた。親は小5で61・1%（同60・7%）、中2で55・8%（同56・7%）と、見せたくない番組をやや下回つた。子どもに見せたい内容は、小5の親で「知識が豊富になる、学習の助けになる」の

説明 3 - 1

**平成27年版
子供・若者白書
—抜粋—**

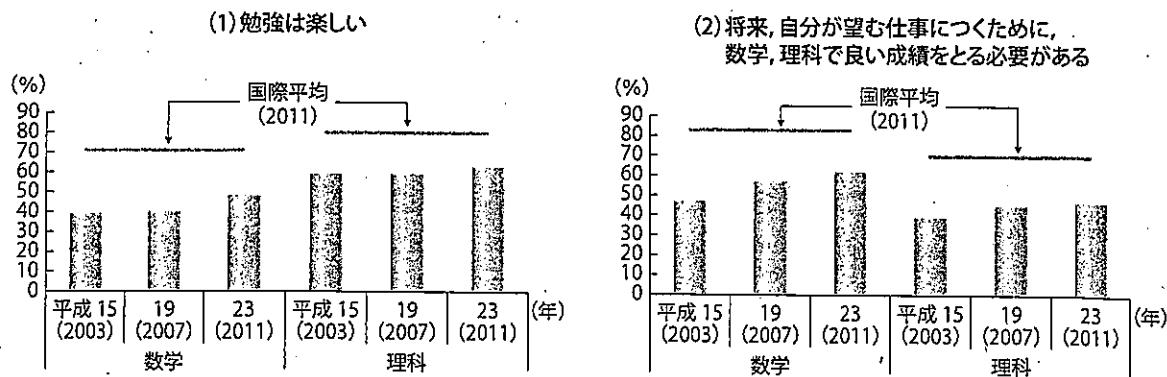
る、と回答した中学生の割合は上昇傾向にあるものの、国際平均よりも低い。(第1-3-14図)

第1-3-13図 小学生・中学生の学習に対する意識



(出典) 文部科学省「全国学力・学習状況調査」
 (注) 1. (1)～(4)は各設問に対し肯定的な回答（例：当てはまる、どちらかと言えば当てはまる）をした者の割合。(5)は設問に対し「難しいと思う」「どちらかといえば、難しいと思う」と答えた者の割合。
 2. 平成23年度は東日本大震災の影響などにより調査が実施されていない。

第1-3-14図 理数科目への意識 (国際比較)



(出典) 国際教育到達度評価学会 (IEA) 「国際数学・理科教育動向調査 (TIMSS)」

3 学校に係る諸問題

(1) いじめ

いじめは常に起こっており、特定のいじめられっ子やいじめっ子の問題ではなく被害者も加害者も入れ替わる。

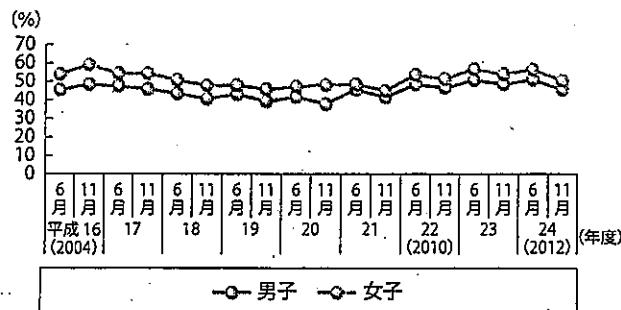
最も典型的ないじめ行為である「仲間はずれ・無視・陰口」について、半年ごとの被害経験率（その期間に一度でも被害を受けたことのある児童の割合）をみると、男女ともにおおむね半数程度の子供が被害を経験している。被害経験の割合は経年的に一定程度を占めていることから、いじめは常に起こっているものと考えられる。（第1-3-15図（1））

ただし、一定程度で常に起きているからといって、被害者や加害者が特定の同じ児童生徒とは限らない。多くの子供が被害も加害も経験する形で入れ替わりながら、いじめは進行している。

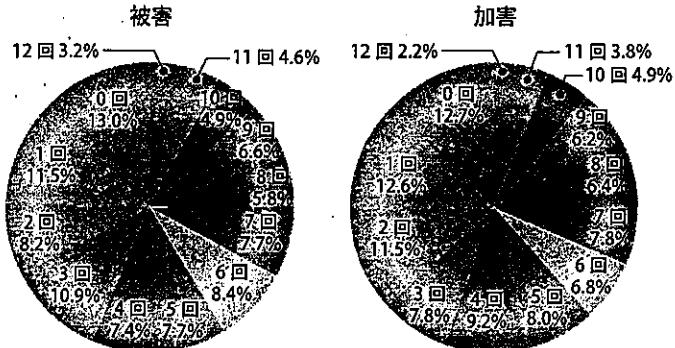
小学校4年生から中学校3年生になるまでの6年間（調査12回）に、一度も被害を経験しない者は13.0%、加害を経験しない者は12.7%に過ぎない。また、4割前後の子供が6年間で被害・加害とともに6回以上経験している。（第1-3-15図（2））

第1-3-15図 いじめの発生実態

（1）小学校における被害経験率の推移



（2）平成19（2007）年度の小学4年生が中学3年生になるまでの6年間12回分の「仲間はずれ・無視・陰口」の経験回数



（出典）文部科学省国立教育政策研究所（2013）「いじめ追跡調査2010-2012」

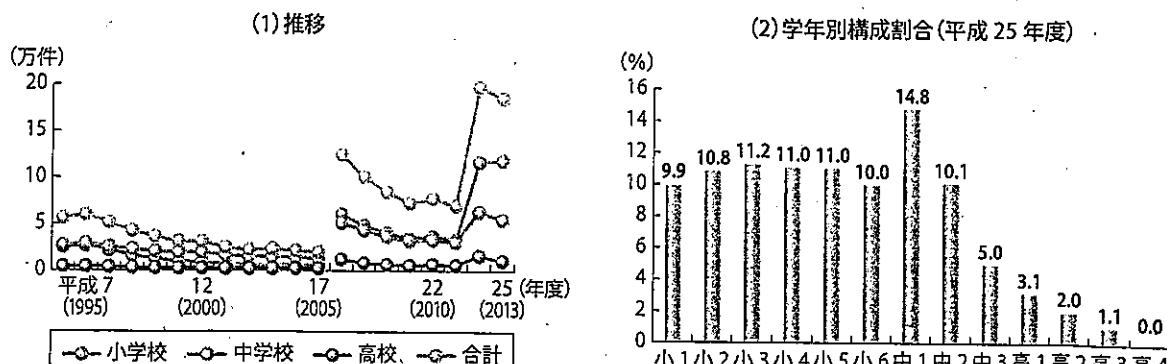
（注）1. 調査の概要は以下のとおり。

目的：匿名性を維持しつつ個人を特定できる形で小学校から中学校にかけて追跡方法：子供自らが回答する自己式質問紙調査
対象：サンプル地点として抽出された中学校区の小学校4年生から中学校3年生までの全ての子供（1学年当たり約800名）
時期：各年度の6月末と11月末の2回

2. (1)と(2)は、新学期から3か月弱の間に「仲間はずれにされたり、無視されたり、陰で悪口を言われたりした」体験についての回答をグラフ化。「週1回以上」「月に2~3回」「今までに1~2回」「今までに1回以下」の回答割合の集計値。

学校により認知されたいじめは、平成25（2013）年度は185,803件と、前年度（198,109件）から若干減少した（第1-3-16図（1））。小学校では118,748件（平成24年度117,384件）、中学校では55,248件（同63,634件）、高校では11,039件（同16,274件）であり、前年度と比較すると小学校は引き続き増加している。学年別の構成割合をみると、中学校1年生が14.8%で最も多い（第1-3-16図（2））。これらのうち、学校が警察に相談・通報した件数は971件（小学校162件、中学校635件、高校161件、特別支援学校13件）である。

第1-3-16図 いじめの認知（発生）件数

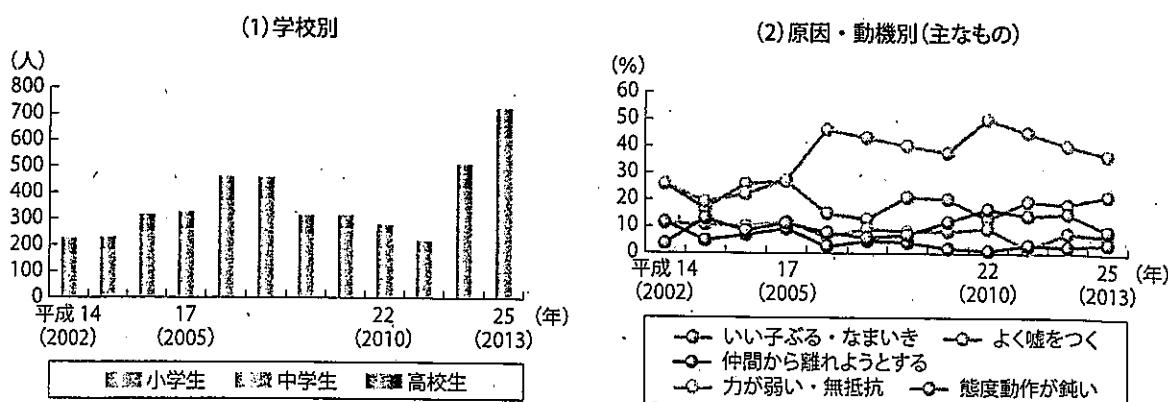


(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

- (注) 1. いじめの定義は、「児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。なお、起きた場所は学校の内外を問わない。」
2. 平成6年度からは、特殊教育諸学校、平成18年度からは国私立学校、中等教育学校を含む。
3. 平成18年度に調査方法などを改めている。平成17年度までは発生件数、平成18年度からは認知件数。

警察が取り扱ったいじめに起因する事件の検挙・補導人員は、この数年で急増し、平成25（2013）年には724人となった。中学生が全体の7割強を占めている。原因・動機別にみると、平成17（2005）年までは「いい子ぶる・なまいき」と「力が弱い・無抵抗」がほぼ同じ割合であったが、平成18年からは「力が弱い・無抵抗」が多くなっている。（第1-3-17図）

第1-3-17図 いじめに起因する事件の検挙・補導



(出典) 警察庁「少年の補導及び保護の概況」「少年非行榜目」

- (注) 1. ここでいう「いじめに起因する事件」とは、都道府県警察で小学生、中学生、高校生の犯罪（触法行為を含む。）を検挙、補導した事件のうち、「單独又は複数で、単数又は複数の特定人に対し、身体に対する物的攻撃又は言動による行い、いやがらせ、無視等の心理的圧迫を一方的に加えることにより苦痛を与えることによる事件（暴力等非行派団間における対立抗争に起因する事件を除く。また、物理的攻撃又は心理的圧迫が反復継続しているものに限る）を「いじめによる事件」、また、その仕返しによる事件を「いじめの仕返しによる事件」とし、この両者を含めたものをいう。
2. 原因・動機別は複数回答。いじめの仕返しによる事件の原因・動機は、平成19年まではすべて「その他」に、平成20年以降は各原因・動機に併記。

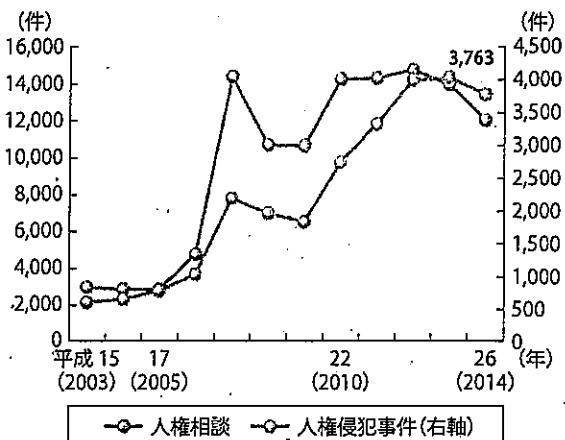
法務省の人権擁護機関（法務省人権擁護局、法務局・地方法務局・支局、人権擁護委員）が被害の救済を行った「学校におけるいじめ」に関する人権侵犯事件の数は、平成26年には3,763件と依然として高い水準にとどまっている。（第1-3-18図）

学校により認知されたいじめをみると、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」（全体の64.4%）が最も多く、次いで、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」（同23.3%）、「仲間はずれ、集団による無視をされる」（同20.2%）となっている。年齢層が上がるにつれ、叩かれたり蹴られたりすることが減る一方、パソコンや携帯電話による誹謗中傷などが多い（第1-3-19図）。

いじめられた子供は、72.8%が学級担任に、25.1%が保護者や家族などに相談している一方、スクールカウンセラーや学校以外の相談機関に相談する者の割合は低い。1割程度は誰にも相談していない（第1-3-20図）。

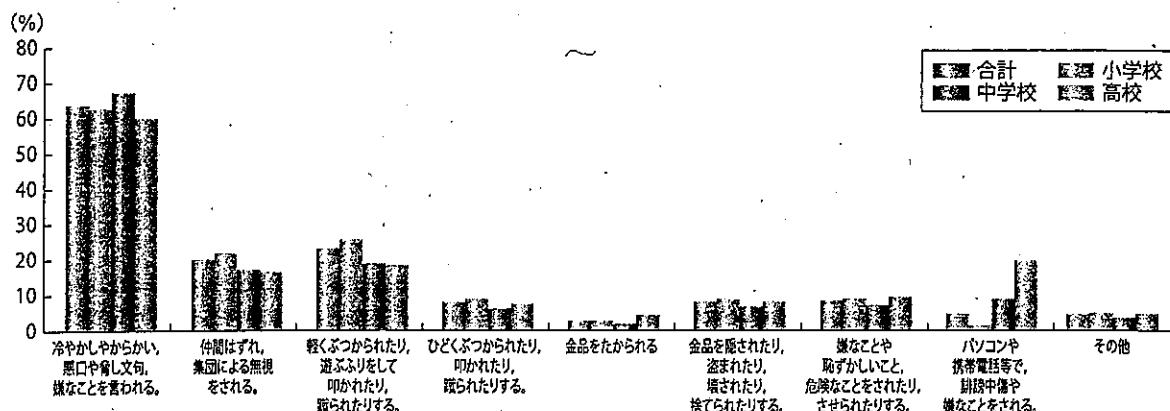
クラスの誰かが他の子をいじめているのを見たときの対応をみると、小学生では「先生に知らせる」が、中学生と高校生では「友達に相談する」が多い一方で、小学生の1割以上、中学生・高校生の2割以上が、「別に何もしない」としている。（第1-3-21図）

第1-3-18図 学校におけるいじめに関する人権相談・人権侵犯事件



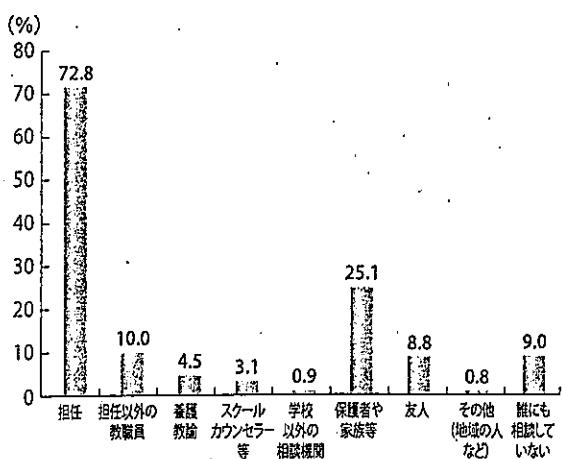
(出典) 法務省「平成26年の『人権侵犯事件』の状況について(梗概)」
(注) ここでいう「人権侵犯事件」とは、いじめに対する学校側の安全配慮義務を問い合わせ長などを相手方とするものである。いじめを行ったとされる子どもを相手方とするものではない。

第1-3-19図 いじめの態様（平成25年度）



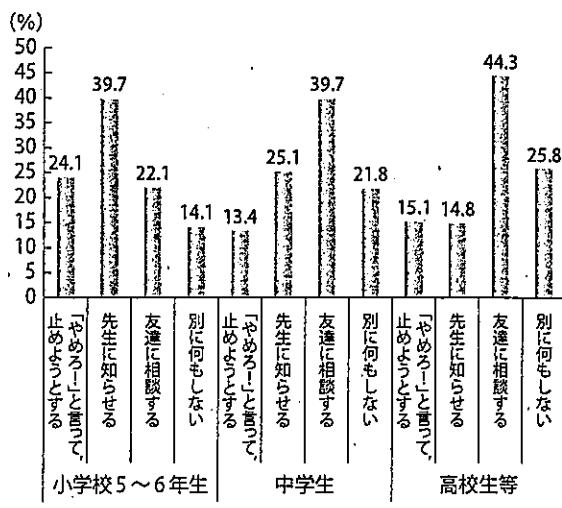
(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」
(注) 各区分の認知件数に対する割合(枚数回答可)。

第1-3-20図 いじめられた者の相談相手(平成25年度)



(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」
(注) 枚数回答可。

第1-3-21図 いじめを見たときの対応(平成21年)



(出典) 厚生労働省「全国家庭児童調査」
(注) 「高校生等」とは、高校生と各種学校・専修学校・職業訓練校の生徒の合計。

学校がいじめを認知するきっかけは、「アンケート調査など学校の取組により発見」(52.3%)が最も多く、半数以上を占めている。(第1-3-22図)

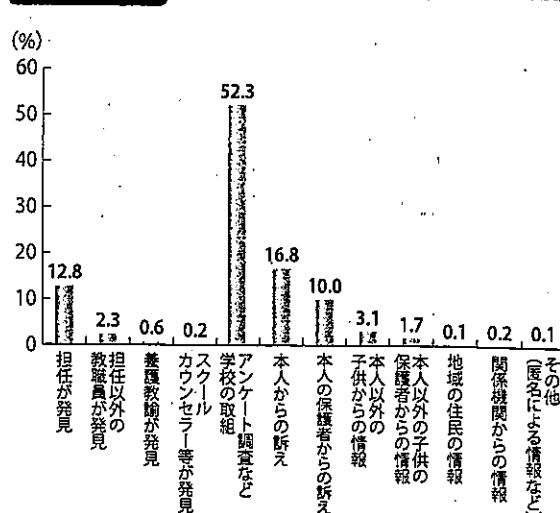
(2) 不登校

不登校の子供は、全体として減少傾向で推移してきたが、平成25(2013)年度は増加。

不登校の子供は、1990年代に中学校を中心に増加した後、近年は全体として減少傾向で推移してきたが、平成25(2013)年度は増加に転じた。平成25年度には、小学校では24,175人(全体に占める割合0.36%)、中学校では95,442人(同2.69%)、高校では55,655人(同1.67%)である。(第1-3-23図(1)) 学年別の構成割合をみると、中学校2年生と3年生で全体の4割強を占めている。(第1-3-23図(2))

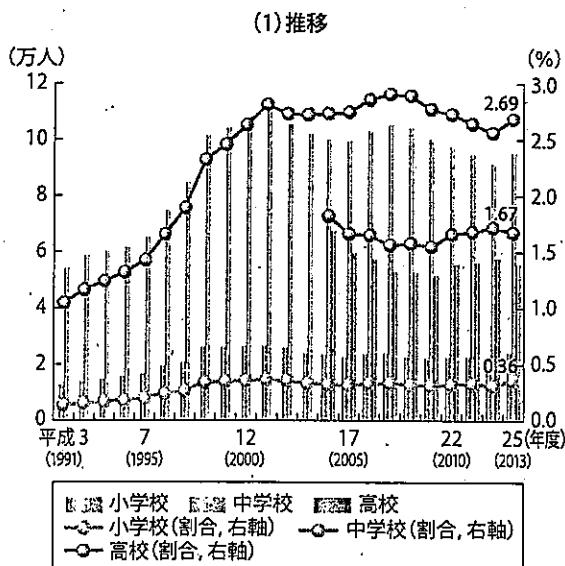
不登校の子供が在籍している学校は、小学校全体の46.3%、中学校全体の82.9%、高校全体の82.9%となっており、中学校・高校ではほとんどの学校に不登校の子供が在籍している。(第1-3-24表)

第1-3-22図 不登校の発見のきっかけ(平成25年度)

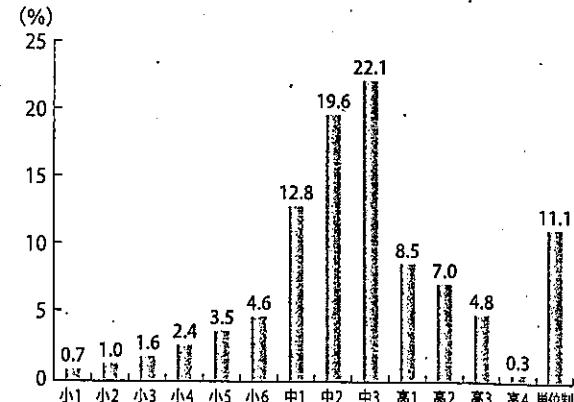


(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

第1-3-23図 不登校の状況



(2) 学年別構成割合(平成25年度)



(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

(注) 1. ここでいう不登校児とは、年度間に連続又は断続して30日以上欠席した子供のうち不登校を理由とする者。不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的原因、背景により、子供が登校しないあるいははしたくともできない状況にあること(ただし、病気や経済的理由によるものを除く)をいう。
2. 調査対象は、国公私立の小学校・中学校・高校(中学校には中等教育学校前期課程を含む)。高校は平成16年度から調査。

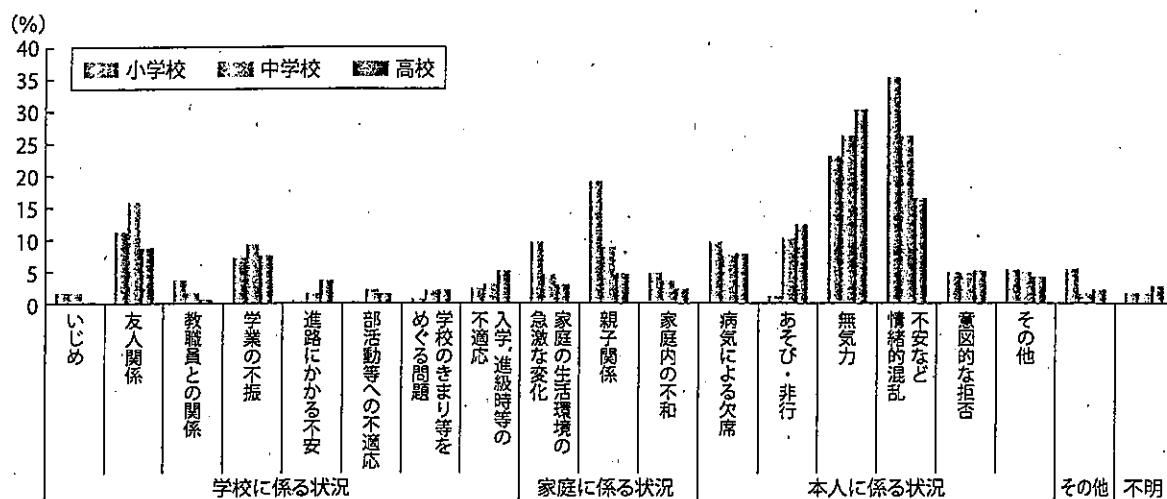
第1-3-24表 不登校の子供が在籍する学校(平成25年度)

学年	不登校の子供の在籍学校数(校)	全学校に占める割合(%)
小学校	9,788	46.3
中学校	8,853	82.9
高校	4,580	82.9

(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

不登校になったきっかけと考えられる状況をみると、小学生では「不安など情緒的混乱」「無気力」「親子関係」が多く、中学生・高校生と比べると、家庭に係る状況が相対的に多い。中学生では、「不安など情緒的混乱」と「無気力」が並んで多い。高校生では、「無気力」が最も多い。(第1-3-25図)

第1-3-25図 不登校になったきっかけと考えられる状況(平成25年度)



(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

(注) 不登校児数に対する回答割合(複数回答可)。

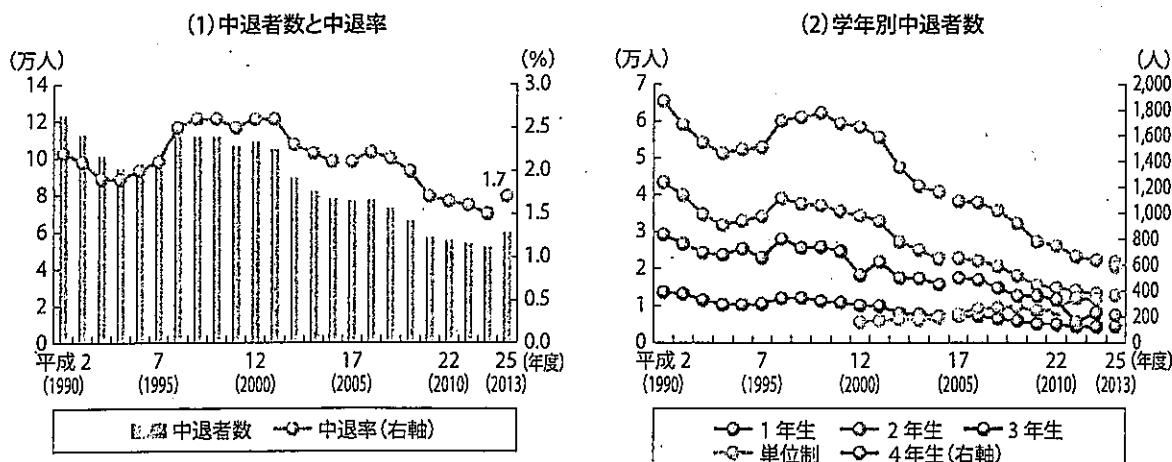
(3) 高校中退

高校中退者は減少傾向が続く。

高校を中途退学する者は、1990年代半ばに増加した後、平成14(2002)年以降は減少が続いているが、平成25(2013)年度は、調査対象に高等学校通信制課程が含められたこともあり、増加した。これに伴い、中途退学する者の全体に占める割合(中途退学率)も平成25年度は上昇した。平成25年度の中退者数は59,923人、中退率は1.7%である。(第1-3-26図(1))

学年別にみると、高校1年生が21,855人で全体の3割以上を占めている。平成25年度から調査対象に高等学校通信制課程が含まれたため、単位制の中退者数が大幅に増えているが、これを除いた中退者数は減少が続いている。(第1-3-26図(2))。

第1-3-26図 高校における中退者数



(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」
(注) 調査対象は、平成16(2004)年度までは公・私立浴校、平成17(2005)年度から単位制公立高校。さらに、平成25(2013)年度から高等学校通信制課程も調査対象に含まれている。

平成25（2013）年度における中途退学の原因は、「学校生活・学業不適応」（全体に占める割合36.3%）が最も多く、次いで、「進路変更」（同32.9%）となっている。「学校生活・学業不適応」の内訳をみると、「もともと高校生活に熱意がない」（同14.6%）が多い。「進路変更」の内訳では、「就職を希望」（同12.7%）、「別の高校への入学を希望」（同11.3%）が多い。（第1-3-27図）

(4) 校内暴力

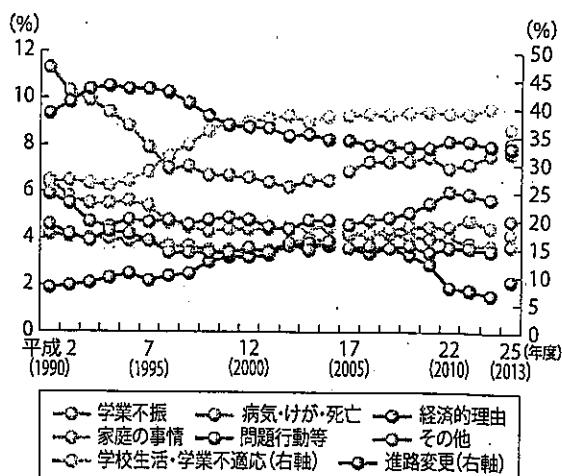
校内暴力の発生件数は、中学校で依然高い水準。警察が取り扱った校内暴力事件は増加しており、教師に対する暴力が約半数。

学校内における暴力行為の発生件数は、中学校で平成18（2006）年度以降急増した後、依然として高い水準にある。高校では減少している一方、小学校では増加が続いている。平成25（2013）

年度には、小学校で10,078件、中学校で36,869件、高校で7,280件となっている。（第1-3-28図（1））

加害者を学年別にみると、中学校2年生が24.1%、中学校3年生が22.6%を占めている。（第1-3-28図（2））

第1-3-27図 高校中退者の事由別構成比

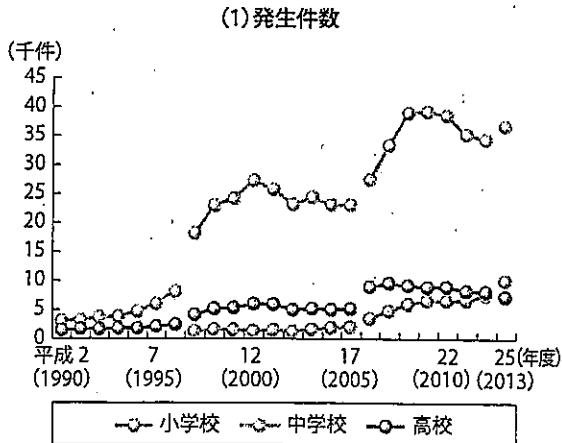


（出典）文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

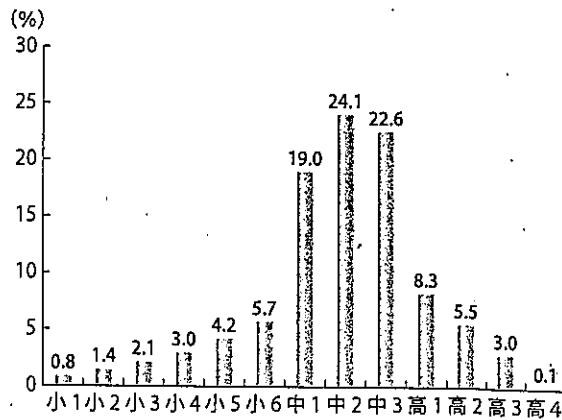
（注）調査対象は、平成16（2004）年度までは公・私立高校。平成17（2005）年度から国公私立高校。

さらに、平成25（2013）年度から高等学校通信制課程も調査対象に含まれている。

第1-3-28図 学校内における暴力行為の発生件数



（2）学年別加害者（構成割合）（平成25年度）



（出典）文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

（注）1. 平成9年度から調査方法などを改めている。

2. 調査対象は、平成8年度までは公立中・高であり、平成9年度からは公立小学校が、平成18年度からは国私立学校が、平成25年度からは高等学校に通信制課程が追加されている。

3. 中学校には中等教育学校前期課程も含む。

4. (2)のグラフは学校内外の暴力行為の学年別加害者数から作成

説明 3-2

**平成26年度
全国連合小学校長会
研究紀要
—抜粋—**

2 携帯電話やインターネット等に関わる犯罪やネット依存に対する現状と課題

携帯電話（スマートフォンを含む）やインターネットによる犯罪やトラブルに児童が巻き込まれるケースが急増し、学校としての対応が求められています。

2-1 あなたの学校の6年生が携帯電話（スマートフォンを含む）をもっている割合はどれくらいですか。

所有している割合	23年度	24年度	25年度	(校)
91～100%	0	2	1	
81～90%	0	6	0	
71～80%	2	2	5	
61～70%	7	7	14	
51～60%	5	27	28	
41～50%	24	59	42	154
31～40%	30	64	71	
21～30%	86	88	80	
11～20%	108	297	110	260
1～10%	103	62	70	234
0%	71	45	42	
所有児童のいる学校数	365	410	408	

※469校のうち無回答19校

2-2 あなたの学校の6年生が家庭で自由に使えるパソコンをもっている割合はどれくらいですか。

所有している割合	23年度	24年度	25年度	(校)
91～100%	12	18	12	
81～90%	19	34	22	
71～80%	33	34	28	
61～70%	24	56	28	
51～60%	60	56	49	
41～50%	39	46	63	172
31～40%	37	43	60	
21～30%	49	41	55	
11～20%	54	48	39	144
1～10%	58	34	50	
0%	42	34	31	
自由に使える児童のいる学校数	385	410	406	

※469校のうち無回答32校

児童の携帯電話の所有率が「61～100%」と回答した学校が、平成23年度の2倍以上に増加している。また、所有率が「31～60%」と回答した学校も、平成23年度と比較すると約3倍に増加している。さらに、所有率が「0%」と回答した学校は、1割程度まで減少している。

このことから、小学生の携帯電話の所持は、大人のスマートフォンやタブレット端末の普及が影響して、今後さらに増えていくことが予想される。

児童が自由に使用できるパソコンを所持している家庭の割合は、「31～60%」や「1～30%」と回答した学校が増加している。しかし、児童が所有する学校数は、わずかに減少している。このことは、ネットゲームやSNSについては、パソコンだけでなくスマートフォンやタブレット端末・ゲーム端末等を活用していることが予想される。

今後は、スマートフォンの普及拡大が予想されることから、ますますインターネット利用のルールの徹底が求められる。

2-3 あなたの学校の6年生で、インターネットや携帯電話（スマートフォンを含む）の掲示板・チャット・「LINE」等を利用していける割合はどれくらいですか。

利用している割合	23年度	24年度	25年度	(校)
91～100%	5	11	2	
81～90%	4	13	7	
71～80%	3	11	5	
61～70%	8	18	5	
51～60%	10	25	18	
41～50%	20	44	28	85
31～40%	14	44	39	
21～30%	40	46	71	
11～20%	63	225	87	210
1～10%	122		77	100
0%	133	86	74	
利用児童のいる学校数	289	355	357	

※469校のうち無回答38校

掲示板・チャット・「LINE」等を利用していける児童がいる学校数は、平成24年度とほぼ同数である。ただし、「31～60%」「61～100%」及び「0%」と回答した学校は減少しているが、「1～30%」と回答した学校が大幅に増加している。

このことから、掲示板・チャット・「LINE」等の利用者がいる学校は、潜在的な拡大要素があると考えられる。

スマートフォンやタブレット端末の普及状況から、今後は児童が手軽にインターネットを利用する機会が一層増え、新たな問題が発生することも予想される。

2-4 あなたの学校の6年生に、次のような事例がありましたか。

事例	23年度	24年度	25年度	(件)
掲示板・チャット・ブログ・プロフ・チェーンメール・「LINE」等の送受信で児童が中傷されたり、脅かされたりした	41	83	99	
チャット・「LINE」やサイト等で知り合った人に児童が遊びに誘われたり、呼び出されたりした	12	14	29	
チャット・「LINE」やサイト等のゲームを利用し、高額なお金を請求された	1	14	12	
高額なパケット通信料金を請求された	9	12	12	
無防備に「不審者」をホームページに入らせてしまった	4	2	6	
その他	15	16	11	
計	82	141	169	

（複数回答）

事例総数が、平成23年度の2倍以上になっている。また、今回から「LINE」を調査対象に加えたところ、特に、中傷されたり脅かされたりした事例が平成24年度に比べてさらに増加しており、小学生においても「ネットいじめ」が増えていると思われる。また、児童が遊びに誘われたり呼び出されたりした事例も2倍以上に増加している。

今後は、学校と家庭が緊密に連携し、児童への注意喚起や情報モラルに関する指導を充実させていく必要がある。

2-5 あなたの学校の6年生に、次のようなネット依存と思われる事例がありましたか。

事例	(件)
夜遅くまでインターネットを使用している	25年度 192
他人にやめるように言われてもインターネットをやめられない	66
インターネットのことが気になり、イライラしたり不安になったりする	38
インターネットを使わないと勉強に集中できない	24
その他	10
計	330

(複数回答)

この設問は、今回初めて設定した項目で、インターネットへの依存状況を明らかにすることをねらいとしている。

「夜遅くまでインターネットを使用している」事例が最も多かったが、睡眠不足等、生活リズムをくずしていることが予想される。また、「他人にやめるように言われてもインターネットをやめられない」「インターネットのことが気になり、イライラしたり不安になったりする」「インターネットを使わないと勉強に集中できない」等の深刻な事例も報告されている。そのため、今後は小学校段階から、ネット依存に関する対策を早急に講じることが課題である。

2-6 あなたの学校では、児童たちの携帯電話（スマートフォンを含む）・インターネットの利用について、どのように対応していますか。

事例	(件)	23年度	24年度	25年度
情報教育の一環として、携帯電話（スマートフォンを含む）・インターネットの利用上のモラルについて指導している	359	407	404	
保護者に対し、使い方のルール作りやフィルタリング機能等の活用を呼びかけている	211	315	355	
外部講師を招いて研修会を実施している	—	193	281	
教員を情報教育研修等に派遣している	—	186	168	
特に学校としては、何もしていない	8	9	9	
その他	15	13	17	
計	593	1,123	1,234	

(複数回答)

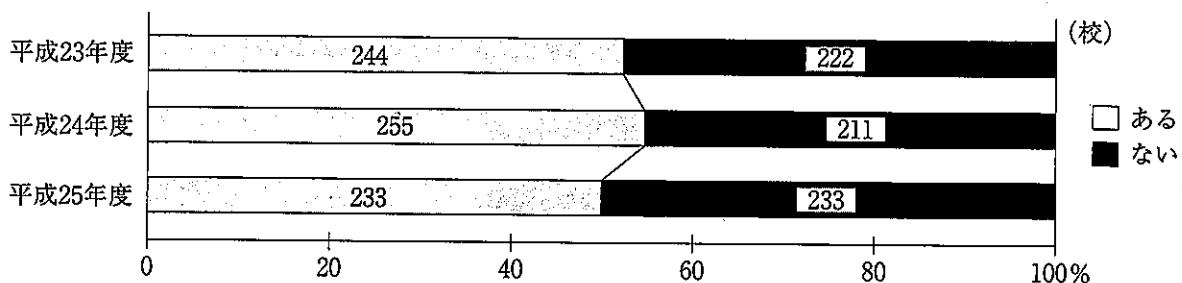
対応件数の総数が、平成23年度と比較すると2倍以上に増加している。情報モラルについて指導している学校は、平成24年度とほぼ同じであるが、保護者に対して携帯電話等の使い方のルール作りやフィルタリング機能の活用等、踏み込んだ指導をしている学校が増えている。また、外部講師を招いて研修会を実施している学校が、平成24年度に比べて1.5倍になっている。

各学校が携帯電話（スマートフォンを含む）やインターネットの利用について、様々な対策を講じているのにもかかわらず、犯罪やトラブルに巻き込まれる事例が増えていることから、ネット環境の進展を見据えながら、学校における指導や教員研修の内容、家庭との連携等について、継続的な工夫・改善が求められる。

5 いじめ防止に関する校内体制や不登校問題についての現状と課題

5-A いじめが大きな社会問題として取り上げられ、学校としての対応が強く求められています。

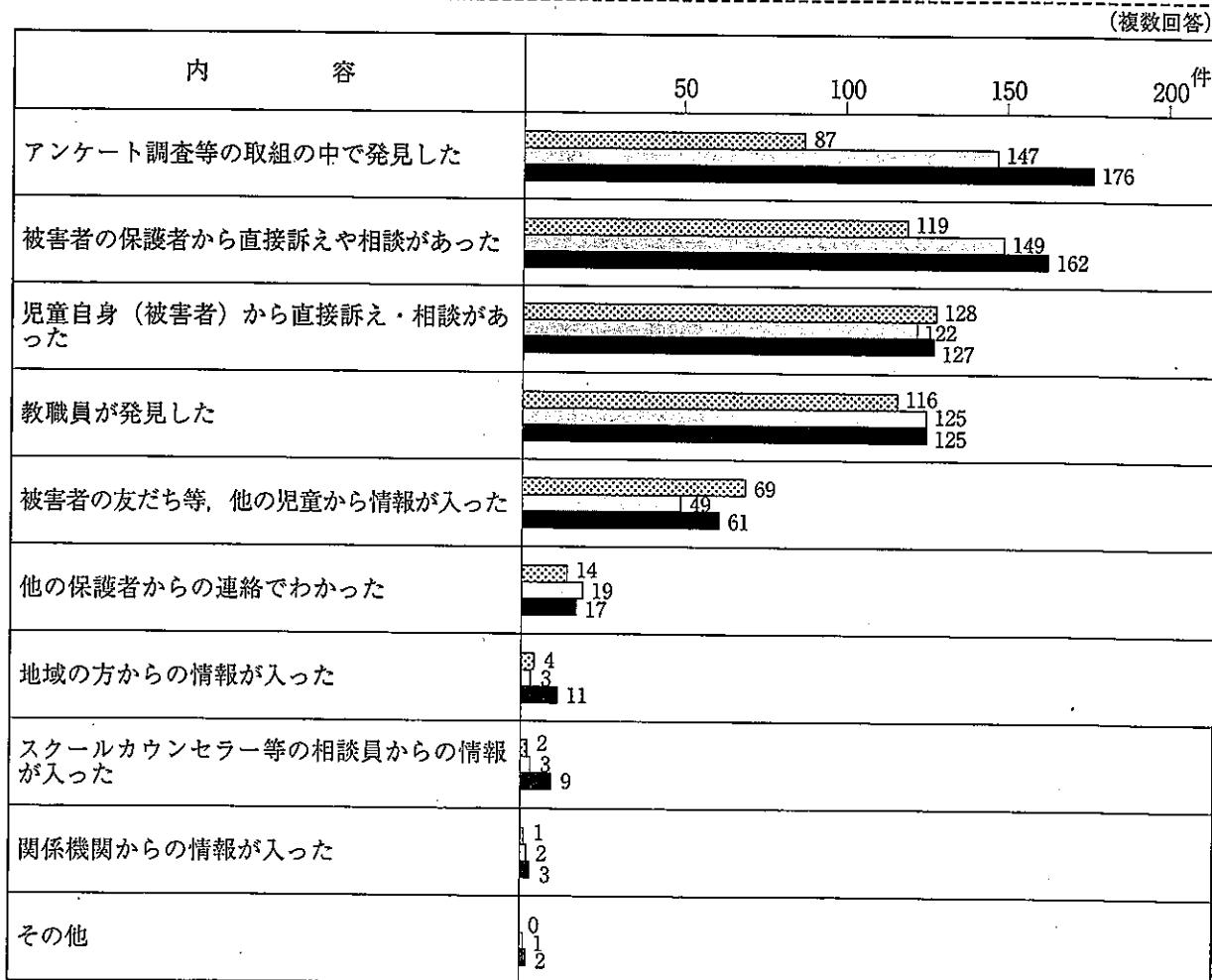
5-A-1 あなたの学校では、平成25年度に疑わしいものを含め、いじめの実態がありましたか。



回答校の半数（233校）でいじめの実態があり、平成24年度よりわずかに減少しているものの、依然として深刻な状態が続いていることがわかる。

5-A-2 いじめをどのように把握しましたか。

（「ある」と回答した学校数は平成23年度244校、平成24年度255校、平成25年度233校）



「児童自身（被害者）からの訴えや相談」「教職員の発見」は、3年間ともほぼ同数であるのに対し、「アンケート調査」や「保護者からの訴えや相談」による発見が増えてきている。

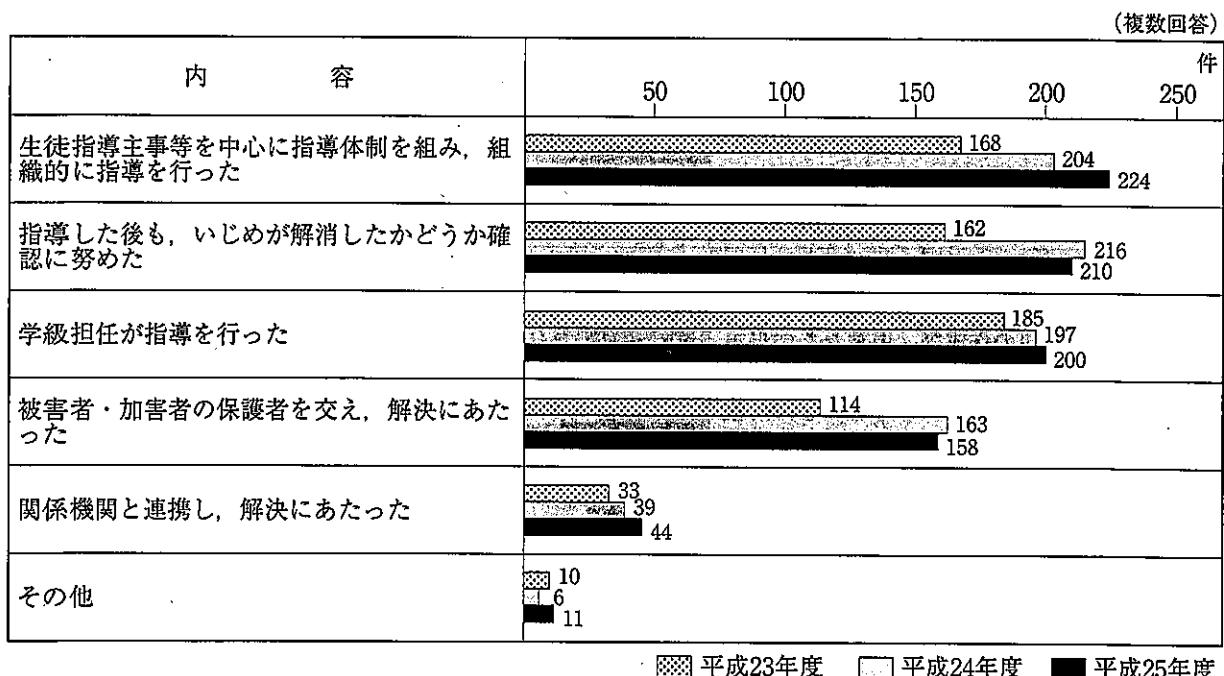
いじめの発見は、教職員による発見や児童自身の訴えよりも、アンケート調査等や保護者からの相談によるものが多いことから、直接の観察や訴えだけでは気づきにくく、さまざまな方法による実態把握が必要であることがわかる。

5-A-3 前問の2で「アンケート調査等の取組の中で発見した」と回答した学校は、平成25年度1年間で何回アンケート調査を実施しましたか。（「発見した」学校数は176校）

アンケート調査の回数	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回	11回	12回	13回	14回	15回	16～34回	35回
学校数（校）	10	48	70	6	5	4	1	4	1	10	6	6	2	0	1	0	2

アンケート調査等の取組の中で発見したと回答した176校のうち、アンケートによる調査回数は、1年間で3回（70校）、次いで2回（48校）実施した学校が多く、全体の約7割を占めている。

5-A-4 いじめを把握した時、どのように対応しましたか。（「ある」と回答した学校数は平成23年度244校、平成24年度255校、平成25年度233校）



「生徒指導主事等を中心とした組織的な指導」が平成24年度と比較して増加していることから、学校全体で組織的に対応していることがわかる。

「被害者・加害者を交えた解決」については、平成24年度と比較すると減少しているが、学校と保護者との信頼関係に基づく連携は重視されていることがわかる。

いじめの実態があると回答した学校数は、平成24年度に比べると減少しているものの、個々の対応件数については、高い数値を示していることから、それぞれの学校が様々な方法で対応していることがわかる。

また、「学級担任が指導を行う」ことも依然多く、学級担任として児童や保護者との信頼関係が重視される。

5-A-5 いじめ防止のために、校長として校内体制の整備をはじめ、どのようなことに取り組んでいますか。

(複数回答)

内 容	100	200	300	400	500件
児童対象のアンケート調査等による意識調査や学級集団の状況把握				403	446
学校におけるいじめ防止基本方針の策定(新規)				424	
いじめを生じさせない、よりよい人間関係をつくる学級経営の充実			353	359	
いじめ防止対策委員会等、いじめ問題に対する組織的な取組体制の整備	151			335	
思いやりの心、助け合う心等、豊かな心の育成を図る道徳教育の重視			336	330	
教職員間の共通認識の確立と情報交換の場の設定	311			333	324
指導方法の改善(少人数指導、教科担任制・交換授業など)や相談体制の充実		223		212	
教師の人権感覚を高める研修の実施	221		210		
児童、教師、保護者の規律・規範意識の高揚	178	181			
基本的な生活習慣の定着に向けた保護者への啓発と指導の徹底	166	180			
保護者対象のアンケート調査の実施(新規)	155				
学校通信、学級通信等による保護者・地域への啓発	122	149			
地域との情報交換や連携	107	149			
スローガンや標語の作成等、児童たちの自主的な活動	119	135			
学校説明会・保護者会等におけるいじめ防止についての説明	84	115			
「ネットいじめ」(パソコンや携帯電話などによる誹謗中傷など)への対応	41	98			
その他	17	13			

□ 平成24年度 ■ 平成25年度

いじめ防止のための校長としての取組は、「児童対象のアンケート調査等による意識調査や学級集団の状況把握」が最も多く、次いで平成25年度に制定された「いじめ防止対策推進法」による「学校におけるいじめ防止基本方針の策定」が多くなっており、全体の90%を占めている。

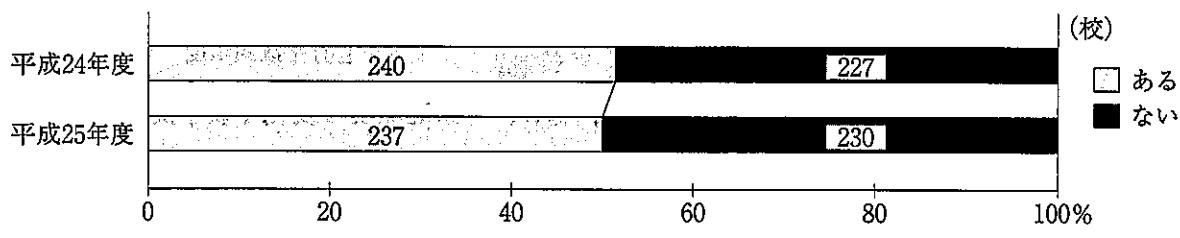
いじめ防止には実態把握とともに人間関係づくりや道徳教育の推進が重要であり、今まで同様、教職員の人権感覚を高める研修や児童の規範意識の高揚にも力を入れていることがわかる。「ネットによるいじめ」は、倍増しており新たな対応が求められる。

5-A-6 前問5で「学校におけるいじめ防止基本方針の策定」と回答した学校は、それをどのように家庭や地域等に周知しましたか。(5-A-5での回答数は424校)

内 容	100 件	200 件	300 件	400 件
学校評議委員会・学校運営連絡協議会や保護者会等で説明した			287	
学校だより		176		
学校ホームページ		138		
校長名の通知文書	38			
その他	19			

「学校におけるいじめ防止基本方針の策定」と回答した学校は424校で、そのうち、「学校評議委員会・学校運営連絡協議会や保護者会等」で説明し周知した学校が287校と最も多く、学校だよりや学校ホームページによっても周知していることがわかる。

5-B-1 あなたの学校では、平成25年度に不登校の実態（欠席日数年間30日以上）がありましたか。



「不登校の実態がある」と回答した学校は、平成24年度とほぼ同様、467校中237校（51%）と、半数を上回っている。

5-B-2 不登校の背景や原因として、どのようなものが考えられますか。

(5-B-1で「ある」と回答した学校数は平成24年度240校、平成25年度237校)

(複数回答)

内 容	20	40	60	80	100	120	140	160	件
家庭環境の変化や親子関係の問題	146	134							
家庭生活の乱れや基本的生活習慣の未定着	106	124							
発達障害等により、集団生活に馴染めない	63	81							
原因不明の無気力、漠然とした不安	60	70							
対人恐怖症や緊張が強すぎる等の神経症（心身症）のため	59	69							
学力不振	37	48							
いじめ等、友だちとの関係の問題	35	48							
保護者の子どもに対する過度な期待や過干渉	39	40							
教師との関係の問題	20	28							
病気や怪我の欠席が続き、学校に行きづらくなつた	14	21							
その他	19	10							

□ 平成24年度 ■ 平成25年度

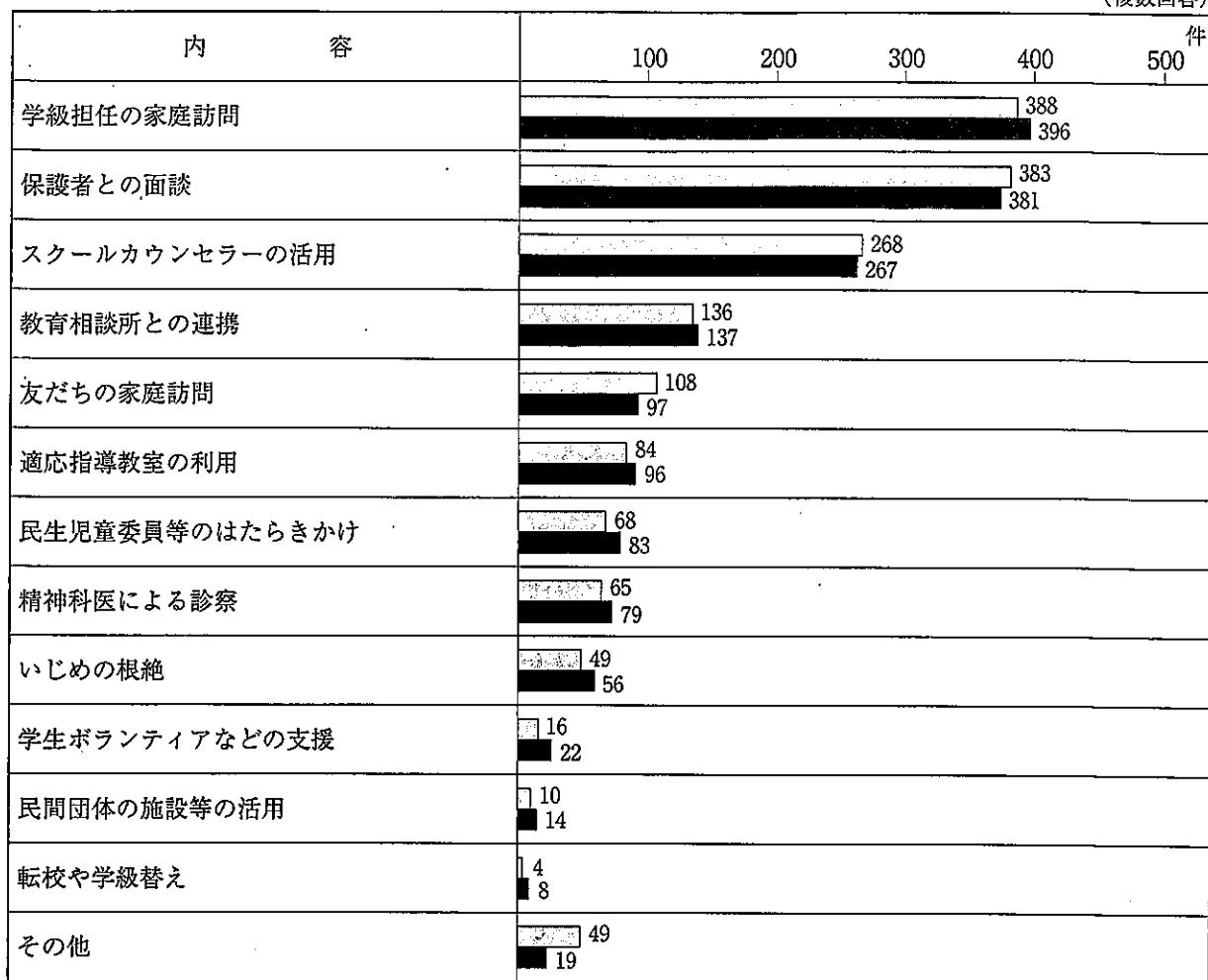
不登校の背景や原因としては、平成24年度と同様に、「家庭環境の変化や親子関係の問題」が134件（57%）と最も多く、次いで「家庭生活の乱れや基本的生活習慣の未定着」が124件（52%）となっている。「保護者の子どもに対する過度な期待や過干渉」40件（17%）とその他にある「保護者の考え方」「保護者の事情」などと併せて、家庭環境や保護者の考え方、養育態度に起因しているものが多く、不登校児童への対応とともに、保護者に対する働きかけや支援も求められる。

「発達障害等により、集団生活に馴染めない」は平成24年度より増加し、81件（34%）である。また、「原因不明の無気力、漠然とした不安」70件（30%）、「対人恐怖症や緊張が強すぎる等の神経症（心身症）のため」69件（29%）もやや増加している。児童個々の状況を踏まえた、より適切な対応が求められる。

「学力不振」「いじめ等、友だちとの関係の問題」はともに48件（20%）、「教師との関係の問題」は28件（12%）と、学校教育に起因するものが平成24年度より増加している。教科指導や学級経営の充実への取組が求められる。

5-B-3 不登校の解決に向けて、どのような対応をしましたか。

(複数回答)



□ 平成24年度 ■ 平成25年度

不登校の解決に向けた対応としては、平成24年度同様、「学級担任の家庭訪問」が396件（85%）と最も多く、次いで「保護者との面談」が381件（82%）となっている。

「スクールカウンセラーの活用」が267件（57%）、「教育相談所との連携」が137件（29%）、「適応指導教室の利用」96件（21%）、「民生児童委員等のはたらきかけ」83件（18%）、「精神科医による診察」79件（17%）など、関係諸機関を活用した幅広い対応は、平成24年度より増加している。

不登校の背景や多様な原因に対応するため、学校としての努力はもとより、専門家や関係諸機関との連携・協力を一層図りながら不登校の解決に向かっている学校の姿勢をとらえることができる。

説明 3－3

平成26年度

子どもとマスメディアに関する意識調査

—抜粋—

平成26年度「マス・メディアに関する調査」結果を読み解く

千葉敬愛短期大学 学長 明石 要一

日本PTA調査は子どもとメディアに関する意識調査を行っている。平成18年度からは子どもを取り巻く社会環境の変化に対応するため「子どもとメディアに関する意識調査」を実施している。今年度の調査結果を読み解く。

1 親と子どもたちのマス・メディア観

<情報が与える影響>をどう受け止めているか

—メディア全体の好意的な評価が低下する。メディアへの不安広がる— (P188)

メディア全般の評価(「非常によい」と「まあよい」を合わせた数値)

- ・テレビ(ビデオ・DVDを含む) … 50.5% (24年48.4%、23年79.3%、22年78.0%)
- ・マンガ・コミック…………… 30.4% (24年27.5%、23年58.6%、22年54.1%)
- ・パソコン…………… 23.9% (24年30.3%、23年52.8%、22年54.3%)
- ・ゲーム…………… 16.4% (24年18.2%、23年39.7%、22年36.8%)
- ・携帯電話・PHS…………… 12.7% (24年10.7%、23年21.5%、22年22.8%)
- ・スマートホン…………… 10.6%

これを見ると、マス・メディアの影響力のトップはテレビであるが、やっと半数である。これまで8割近い者が「テレビ」の情報は好意的に受け止めていた。しかし、24年度調査と今年の調査からなぜか親たちのテレビ評価が低下している。

同じことが、マンガ・コミック。それからパソコン、ゲームにもいえる。

ゲームとマンガ・コミックへの好意的な評価も高まってきていた。例えば、ゲームでは28.11% (18年度) → 28.5% (19年度) → 34.6% (20年度) → 38.5% (21年度) → 36.8% (22年度) → 39.7% (23年度) と6年間で数値が1割強増えている。マンガでも44.3% (18年度) → 44.0% (19年度) → 51.2% (20年度) → 53.9% (21年度) → 54.1% (22年度) → 58.6% (23年度) と6年間で15%近く増えている。

それがこの2回調査では数値がマンガで3割前後にとどまり、ゲームで2割を割っている。今回新たに付け加えた「スマートフォン」に対しても好意的なものは10.6%にとどまる。

親たちのマス・メディア全体に対して厳しい評価が定着し始めつつあるようだ。

親たちの厳しい評価の手がかりになりそうなのが、「インターネット等の利用において、知らないうちにトラブルに巻き込まれていないか心配だ」 (P191) (50.5% > 45.2% (24年) > 32.4% (23年)) の数値の増加である。

親たちはメディア全体に対しては、メディアが送る(流す)情報の内容に対しては懸念を抱き、問題があると思っている。性的・暴力的な場面の描写には敏感である。それ以上にメディアが子どもを大人の知らない世界に引きづり込むのではないか、そして知らないうちにトラブルに巻き込まれるのではないかという懸念・心配を抱く。この傾向が24年度と今年から増加している。

<子どもはテレビが欠かせない、しかし、中学生はスマートフォンがテレビに迫る> (P185)

子どもたちはマスメディアをどう思っているか。

生活の中で欠かせないものは小中学生とも「テレビ」がトップに来る。46.8%（小学5年生）、33.4%（中学2年生）。2番目に来るのが、小学生が「ゲーム」（23.8%）、中学生「スマートフォン」（29.0%）。ここで興味深いのは、中学生はスマートフォンがテレビに迫っていることである。

小学生……「テレビ」と「ゲーム」

中学生……「テレビ」と「スマートフォン」

2 マス・メディアの個別評価

<テレビ視聴>

1) テレビ視聴—小中学とも「家族と一緒に」の視聴が定着 (P27)

テレビ視聴は小学生「家族と一緒に」（59.5%>58.8%（24年）>56.0%（23年）が増えている。中学生も一昨年より微増する。48.5%>46.7%（24年）。この9年間、小中学生とも家族と一緒に視聴が増える。「一家団欒」の視聴が復活する兆しが見える。緩やかな家庭復調の兆しが伺える。

一方、「一人視聴」が小学生ではほほ1割強、中学生で2割いる。この割合が一昨年と比べると増える。「よく見る」「時々見る」の数値は小学生21.4%>13.3%、中学生19.8%>11.2%。一人視聴の中で携帯電話のワンセグの割合が増えている。

テレビ視聴の二極化が始まっているかもしれない。

2) よく見るテレビ番組のジャンルは何か—この7年間変化なし。 (P31)

「アニメ番組」（82.6%小5）と「バラエティ」（83.8%中2）が一番高い。

3) テレビ視聴の長さ— (P34)

親子とも視聴時間は「1～2時間」が一番多い。

小学5年生……28.5%

中学生…………31.9%

4) 視聴のルール (P45)

視聴時間の長さにルールある 小5 子ども16.7%<親22.1%

中2 生徒 5.3%<親13.0%

内容にルールある 小5 子ども17.6%<親30.2%

中2 生徒 6.2%<親17.7%

テレビ視聴では視聴コントロールができているか、が大切である。この視聴コントロールを身につけるには家庭内の視聴ルールの有無が大きい。

データを見ると家庭内で視聴時間のルールがあるという子どもは小学生で16.7%、中学生で5.3%である。視聴内容でもルールが「ある」という子どもは小学生で17.6%、中学生で6.2%とどまる。「時間」と「内容」のルールについては大半の者がルールは「ない」と答えている。

しかし、ここで注目したいのは上のデータが示すように親と子ども「差」である。親たちは子どもよりル

ルを設けていると思っている。

5) テレビのどんな役割を期待するか—ベスト 5 (P48)

- | | | |
|----|------------------|-------|
| 1位 | ニュース | 67.9% |
| 2位 | 家族団らんに役立つ | 57.0% |
| 3位 | 知識が豊富になり、学習の役に立つ | 54.6% |

「ニュース」がトップにきている。次に「家族団らん」がくる。そして 3 番目に「知識が豊かになる」がくる。この順位はこの 4 年間、まったく同じである。

親にすれば、テレビの効用は情報の速さと正確、家族の絆づくり、新しくて豊富な知識の獲得ということになる。

6) テレビ登場人物で誰の影響を受けるか (P49)

小学 5 年生

- | | | |
|----|-------------|-------|
| 1位 | アニメ漫画キャラクター | 36.0% |
| 2位 | スポーツ選手 | 35.3% |
| 3位 | 歌手ミュージシャン | 27.8% |

中学 2 年生

- | | | |
|----|-------------|-------|
| 1位 | 歌手ミュージシャン | 39.4% |
| 2位 | スポーツ選手 | 37.6% |
| 3位 | アニメ漫画キャラクター | 27.9% |

小中学生ともスポーツ選手と歌手が上位に来る。この順位はほとんど変わらない。

7) 「見せたい番組」の数値が高くなる (P56)

「見せたい番組」があるという保護者は小学生の親で 61.1% > 60.7% (24 年) > 37.8% (23 年) 24 年度より数値が増える。

その理由は、「知識が豊富になる」「学習の助けになる」「内容が役立つ」からである。(P57)

また、「見せたくない番組」があるという保護者は小学校の親で 68.1%。中学校で 58.7%。(P60)

その理由はダントツに「残酷な場面が多い」(70.0%)、次に「エッチな場面が多い」(56.0%)、「言葉が乱暴な場面が多い」(54.9%) が続く。(P62)

保護者から見て、見せたい番組の数値は高まっているものの、見せたくない番組の数値の方が高い。見せたくない番組 68.1% > 見せたい番組 61.1%。

保護者のメディアに対する評価が厳しくなっている背景の一つにテレビの内容に対する不満があるのではなかろうか。

<ゲーム機器>

1) ゲーム機の所有一変化ない (P64)

小学生……93.9% 94.9% (24 年)、95.1% (23 年)

中学生……94.4% 94.7% (24 年)、93.9% (23 年)

2) ゲーム機器の利用マナーのルールがあるか (P73)

小学生

ゲームの長さのルール……49.2%>45.3% (24年)

時間のルール……………53.9%>48.6% (24年)

内容のルール……………33.0%>24.1% (24年)

これらのルールは一昨年より数値が伸びる。そして、利用料金の制限についても変化が見られる。数値が増える。57.5%>35.7% (24年)>26.9% (23年、小5)、51.5%>38.1% (24年)>29.1% (23年、中2)。子どもから見れば親たちの金銭の制限が厳しくなったと見ている。

3) ゲームの時間 (P71)

ゲームの時間 (平日)、多い数値は小中学生とも「30分～1時間未満」と「1時間～2時間未満」で、それぞれ20%前後である。「3時間以上」は小学生で4.8%、中学生で7.8%。

親からいわれるしつけは、次の通りである。(P76)

・長時間やり過ぎないように…………19.7%

・時間を決める……………17.9%

・宿題や勉強等やるべき事を優先……17.7%

4) Wi-Fi のスポットサービスを知っているか (P68)

知っている……小学生54.3%>46.4% (24年)、中学生82.7%>72.2% (24年)

知ってるものが増えている。

利用度……小学生67.5%>63.5% (24年)、中学生80.7%>63.5% (24年)

利用者も増える

保護者の利用認知度も増える。小学生の親84.0%>61.9% (24年)、中学生の親85.6%>62.3% (24年)。(P78)

<マンガ・コミック・雑誌>

1) 定期的読んでいるマンガ「ある」一小5、中2で「差」なし。56%が購読。(P99)

定期購読者中学生で減る…55.5%<61.3% (24年)

2) マンガはどこで買っているか (P99)

小学生と中学生とも「書店」がダントツ。65.2% (小5)、77.1% (中2)。

3) 見せたくないマンガ「ある」が増加する (P100)

小5保護者で72.3%

この間、56.3% (平成22年)→57.6% (平成23年)→69.6% (平成24年)→72.3% (平成26年)。

中2保護者で50.2% (平成22年)→53.9% (平成23年)→64.5% (平成24年)→63.3% (平成26年)。

テレビで見せたくない番組が増えている。マンガでも見せたくないものが増えている。メディアへの厳しい評価はここからもうかがえる。

4) マンガ・コミック・雑誌を見せたくない主な理由は次の通りである。(P102)

1位 「性描写などいたずらに子どもの興味をかき立てている」(86.3%)

- 2位 「暴力を肯定するような場面が多く描かれている」(61.1%)
3位 「援助交際や出会い系サイトによる出会いなどが安易に書かれている」(51.6%)
理由の順位に変化なし。

5) P T Aはどんな取り組みをすればよいか (P104)

- これらに対して日本 P T Aとしてどんなことに取り組めばよいか。
- 1位 「出版業界にたいして有害図書等の販売自主規制や積極的な対象年齢の表示を要望する」(43.1%)
2位 「コンビニエンスストアや書店等に対して、一般の図書と有害図書を区分陳列・取扱い自粛を要求する運動を推進する」(39.6%)

親たちは有害図書と思うマンガ・コミック、雑誌に懸念を抱いている。それに対して出版界への自主規制はもとより、書店やコンビニエンスストア等での区分陳列の要望をする。この傾向は、ここに5年間、変化がない。

<携帯電話・スマートフォン>

1) 携帯電話・スマートフォンの保持率は若干増える (P109)

子ども専用の携帯の所持…小学生で27.5% 3割近くになる。

中学生で5.5%

スマートフォンの所持…小学生で10.7%

中学生で38.2%

小学生の携帯電話 27.5% > 14.2% (24年)

中学生のスマートフォン 38.2% > 14.7% (24年)

小学生は携帯電話、中学生はスマートフォンという姿が浮かび上がる。

2) 保護者の携帯電話・スマートフォンの必要性 (P105)

携帯電話の必要性…小学生12.9%、中学生15.5%

スマートフォンの必要性…小学生1.0%、中学生6.8% (P107)

保護者にすれば、小中学生ともスマートホンの必要性を認めていない。

3) 携帯電話・スマートフォンの要望 (P112)

小学生は保護者の考え方で持たせる。51.1%

中学生は子どもの要望でもたせる。35.8%

4) 携帯を持つ理由 (P113)

小学5年生

- 1位 保護者と安全のためにいつでも連絡と取り合う…47.8%
2位 保護者と連絡・コミュニケーションをとる…42.6%
3位 友だちと連絡を取り合う…36.8%

中学2年生

- 1位 友だちと連絡を取り合う…78.6%
2位 保護者と連絡・コミュニケーションをとる…33.8%
3位 保護者と安全のためにいつでも連絡を取り合う…29.6%

小学生は「安全確保」のため、中学生は「友だちとの連絡」とためという姿が浮かぶ。この傾向はこれまでと変わらない。

5) 携帯・スマートフォンの利用時間（P115）

「1日のメール送信」では中学生の「51通以上」が4.8%。

「1日の通話時間」では中学生の「1から5分」で24.3%。

「1日のWEB閲覧時間」では中学生の「1時間以上」で15.2%。

「1日のSNSの時間」では中学生の「1～2時間」で17.0%。

中学生のSNS（ラインを含む）の時間の長さが気になる。

6) メールの相手は誰か（P117）

送受信の相手を見ると小学生は、母親（78.8%）と父親（56.3%）、「同じ学校の友人」（23.3%）。一方、中学生は「同じ学校の友人」（73.7%）、「同性の友人」（57.3%）、「違う学校の友人」（41.5%）が上位にくる。この傾向はほとんどかわらない。

7) チェーンメールと迷惑メールの受信－中学生の迷惑メール増える（P119）

迷惑メールの受信状況はどうなっているか。チェーンメールを受けた者は小学生で9.9% > 9.6%（24年）< 17.4%（23年）、迷惑メールは12.7% > 11.8%（24年）< 20.0%（23年）。

中学生ではチェーンメールは46.0% < 61.3%（24年）< 64.6%（23年）、迷惑メール45.5% > 43.5%（24年）> 40.8%（23年）である。小学生は数値が減っている。中学生はチェーンメールは減っているが、迷惑メールは増えている。

8) 携帯電話で通話以外に何に使っているか。（P121）

小学生はメール、中学生はカメラ・動画がトップ。

9) 携帯・スマートフォンのマナーのルール（P122）

①通話のルール

小5……利用内容 48.8%

中2……利用方法・マナー 45.5%

小5保護者…利用内容 53.9%

中2保護者…利用方法・マナー 62.2%

②メールのルール

小5……利用内容 45.6%

中2……利用方法・マナー 45.7%

小5保護者…利用時間帯 49.7%

中2保護者…利用方法・マナー 62.9%

③ゲームのルール

小5……利用料金の制限 51.6%

中2……利用料金の制限 55.5%

小5保護者…有料の制限 60.2%

中2保護者…有料の制限 74.3%

携帯電話の多機能化が始まっている。それらに対して保護者は「制限ルール」を用意し始めている。その中でも金銭が絡む利用方法についての制限を持つようになっている。とりわけ中学生の保護者にその傾向が見られる。これは一昨年のデータと変わらない。

9) 携帯電話のやりとりを話しあっているかー親は話してもらってないと思う。（P128）

小5は53.6%、中2は51.7%が話しているという。そしてこの傾向はこの8年間大きく変わらない。しかし、親から見ると、「よく話しあっている」数値が下がってきている。平成21年度28.8%→27.1%→25.6%→23.1%→23.2%（平成26年）5.6ポイント減っている。中学生もほぼ同じ傾向である。

子どもの心の中が見えなくなる、という不安がうかがえるようだ。

10) 携帯・スマートフォンで心配なことー小中学生とも減少傾向（P131）

「メールの返信がないと不安になる」は小学生で今年度は13.6%で15.4%（24年）20.2%（23年）より減る。

中学生も今年は16.4%で18.6%（24年）、22.4%（23年）と減少する。「メール依存」は小中学生とも減少傾向である。

11) 親の心配ー小中学生ともネットのいじめ（P136）

親の心配（全体）

- 1位……………ネットによるいじめ 46.4%
- 2位……………犯罪に巻き込まれる 38.0%
- 3位……………勉強や授業に集中できない 36.6%
- 4位……………有害サイトへのアクセス 34.0%
- 5位……………生活リズムの崩れ 27.0%

興味深いのは小中学生とも保護者の心配は「ネットによるいじめ」である。確かに、小学生では「料金の使いすぎ」「メール依存」「長電話」などの心配はある。一方、中学生では「勉強に集中できない」や「生活リズムの崩れ」「知らない友だちと付き合う」などの心配がある。しかし、「ネットのいじめ」が最大の心配事である。そして。この数値は増加している。

12) 心配の解消への対策ー（P139）

注意を払っていること（全体）

- ・使い方に関心を持つ……………59.5%
- ・マナーや危険性を説明する……………56.1%
- ・子どもの使い方を把握する……………50.9%
- ・有害サイトへのアクセスを制限する…38.1%
- ・家庭でルールを設ける……………34.0%

13) 有害サイトへの対策（P141）

フィルタリングサービスの機能

付いている…小学生23.2% 中学生36.7%

24年度に比べると数値がすこし下がっている。

23.2%<27.5% 小学生 36.7%<40.0% 中学生

保護者の数値も少し減っている。71.3%<74.3%（24年）

14) 導入しない理由（P143）

導入していない親は「子どもを信頼しているか」（中学生）、「インターネット機能を付けていないか」（小学生）である。

フィルタリングの啓発はけっこう浸透しているようだ。ところが、その中味となると怪しい。

「ホワイトリスト方式」「ブラックリスト方式」などの利用時間を制限する方式の認知度は低い。「知っている」人は26.0%にとどまる。これはこの5年間変化がない。（P148）

15) 子どもが受けた被害（P149）

中学生に多い。迷惑メール、ラインで出会い系サイトが入ってきた、金銭の請求など。

16) 携帯・スマートフォンが子どもの与える影響についてPTAはどんな活動をすればよいか。（P150）

トップは「有害サイトへのアクセスを制限するフィルタリングサービスなどの普及を図る」（68.8%）で、一昨年とほぼ同じ。次が携帯電話会社に、「子どもに有害な情報を流させない仕組みの構築を求める」（54.8%）。

社会的な仕組みの構築に関心を持っている。

<パソコン>

1) パソコン保有の家庭ー8割を超える（P152）

家庭でパソコンを持っている割合は小学生83.8%、中学生84.1%。一昨年より少し増える。そして利用しているパソコンは親と共有している小学生は77.6%。中学生は73.9%。そして利用場所は台所とリビング。大半の家庭でパソコンが普及している。そしてパソコンはインターネットと接続している。76%の家庭が接続している。（P154）

それではパソコンで何をしているのだろうか。小学生は「ゲームをする」（50.6%）「ホームページをみたり、調べたりする」（54.8%）の2つがダントツである。

中学生は「ホームページをみたり調べたりする」（65.7%）、「音楽を聴いたり作ったりする」（44.4%）「ゲームをする」（41.0%）がベストスリーである。この傾向はほぼ変わらない。（P156）

2) インターネット接続のルール有無（P159）

有料アプリケーションのルールの有無……66.7%（小学生）、68.2%（中学生）

金銭がらみのルールは結構あるようだ。

3) インターネットで何をしているか（P163）

小学生

1位……検索をする（69.6%）

2位……ホームページを見る（54.9%）

3位……ネットゲーム（33.0%）

中学生

1位……検索する（88.1%）

2位……ホームページを見る（77.4%）

3位……音楽などのダウンロード (58.7%)

これ以外で気になる点は、ネット取引の使用は小学生で11.1%、中学生になると24.4%と4人に1人の割合である。

4) インターネットの利用目的は何か (P166)

小学生

1位……勉強のための情報収集 (47.7%)

2位……占いゲームなど (47.4%)

3位……勉強以外の情報収集 (37.1%)

4位……オンラインゲーム (29.2%)

中学生

1位……勉強以外の情報収集 (69.5%)

2位……勉強のための情報収集 (62.6%)

3位……音楽などのダウンロード (61.4%)

4位……友だちとのコミュニケーション (55.2%)

小学生と中学生の利用目的は異なる。小学生は勉強に関する情報収集がトップにくるが、中学生は勉強以外の情報収集がトップにくる。中学生は目的が多岐にわたる傾向にある。

5) ネットでどの方法で友だちと会話するか。ツールはライン (P169)

小学生のトップはライン (18.0%)、次が電子メール (13.4%)、それにフェイスブック (5.1%が続く。)

中学生のトップもやはりライン (69.4%) であるが、数値が急増する。次がメール (48.5%)、それにツイッター (32.9%) が続く。

6) 何を閲覧するかー他人の悪口と暴力的な描写 (P174)

中学生は有害サイトで何を見ているか。

他人の悪口………14.4%

暴力的な描写……13.5%

アダルトの画像…12.4%

出会い系サイト… 6.4%

この数値はこの6年間あまり変わらない。

7) インターネットの危険性やマナー誰に教わったかー親がダントツ (P176)

親に教わる

小学生79.3%、中学生69.2%。小中学生とも数値が増える。

教師に教わる

小学生39.9%、中学生53.2%。教師も一昨年より増える。しかし、情報教育の大切な面は学校より家庭に依存している、ことに変わりはない。

8) インターネットの危険性やマナーの指導 (P178)

小学生で指導している65.3%>57.6% (24年度)、中学生で70.7%>62.1% (24年度)。小中学生とも一昨年より数値が増えている。

9) インターネット利用で注意していること－ 注意している数値の高いもの70%を超える (P182)

「パスワードを教えない」……82.6%

「名前や住所などの個人情報を教えない」(81.5%)

「迷惑メールなどを返信しない」(80.1%)

「知らない人からのメールや添付ファイルを開かない」(77.6%)

こうしたネット社会での基礎的なマナーは幾分か身につき始めているようだ。

要約

親から見るとマスメディアの効用が低下し始めている。一番好意的な媒体はテレビであるが、それでも支持者は半数にとどまる。とりわけ、今回と前回の2回調査で「漫画」と「ゲーム」の評価が下がっているのが気になる。

とはいっても、子どもたちから見ると情報ツールの中で、今の小中学生の生活に欠かせないモノはテレビである。次がゲームである。それに携帯電話とパソコンが続く。実際、家庭はパソコンを持つ家庭が8割を超える。ゲーム機の所持が95%に達する。そして漫画を定期的に読んでいる者、小中学生で5割。漫画もかろうじて生活に欠かせないものとなっている。

こうした中、親たちのメディア媒体に対する眼差しが厳しくなっている。これまで好意的であったテレビでさえ評価する数値が減っている。

それはなぜか。メディアから発せられる情報への不信と多岐化した媒体への理解のなさ、それから子どもと心理的な距離の隔たりがある、からである。

例えば、迷惑メールの受信が増えている。中学生でかなりの者が受信している。携帯依存症的な子どもはそれほど増えていないが、親としては料金といじめ・恐喝、それから有害情報のアクセスが気になる。メールによるいじめや恐喝も心配になる。とりわけ中学生のスマホを使ったラインによる事件が心配の種、のようだ。

これからPTA活動として子どもの有害情報を流させない仕組みづくりやアクセスを制限する方策の運動を求めている。しかし、これですべてが解決・解消できるとは思っていない。

家庭の自助でできること、PTA活動を通した共助でできること、そしてメディアの送り手にできることをはっきりさせ、それぞれが相互に支え合わなければ、親たちの不安と不信は消えないだろう。

最近マスコミで報じられている事件を考えると、子どもたちのメディア・リテラシーの教育とメディアに対する仕組み作りが早急の課題となる。